

# 第Ⅳ部

平成28年度に  
講じようとする施策

# 第IV部 平成28年度に講じようとする施策

## 第1章 観光資源の魅力を極め、「地方創生」の礎に

### 第1節 魅力ある公的施設・インフラの大胆な公開・開放

#### 1 我が国の歴史や伝統にあふれる公的施設の公開・開放

我が国の歴史や伝統にあふれる公的施設を、大胆に、一般向けに公開・開放する。

##### (1) 赤坂迎賓館(東京都港区)

歴史と伝統に溢れる施設の魅力を内外に発信するため、2016年(平成28年)4月19日から接遇等に支障のない限り通年で一般公開を実施する。前庭については、人数制限のない自由参観とし、本館・主庭については、事前申込制と当日受付制を併用する(1日当たりの定員を2,000人から4,000人へ拡大)。また、別館については、事前申込制とし、1日当たり120人の受入れを見込む。その際、多言語音声端末を導入する。

加えて、2016年度(平成28年度)第一四半期を目途として、我が国最高の「おもてなし」空間を接遇等に支障のない限り特別に開放し、体験的に利用させ、その魅力を内外に発信する「特別開館」の試行を開始する。



赤坂迎賓館



##### (2) 京都迎賓館(京都府京都市)

毎年夏の10日間、定員1日当たり1,300人の一般参観を実施していたが、2016年(平成28年)4月28日から5月9日までの期間に、1日当たりの定員を前半1,500人、後半2,000人へ拡大して試験公開を実施した。この結果を踏まえ、7月下旬を目途に、接遇等に支障のない限り通年で一般公開を実施する。その際、多言語音声端末を導入する。

また、赤坂迎賓館の特別開館の結果を踏まえつつ、その実施を検討する。



京都迎賓館



### (3) その他の公的施設

#### a) 総理大臣官邸 (東京都千代田区)

従来の夏休み期間中の見学に加え、小・中学生の見学を、2016年(平成28年)9月から、総理大臣官邸執務に支障のない範囲で毎月2日間(土曜日・日曜日)、抽選により実施することを検討する。見学の拡充回数は年間88回程度を想定する。

#### b) 皇居 (東京都千代田区)

従来参観日でなかった土曜日の参観についても、2016年度(平成28年度)中に実施する。当日受付のほか、旅行者の便宜を考慮し事前予約も受け付ける。これらにより、1回当たりの参観定員を300人から500人に増加することを想定する。また、多言語音声端末について、対応言語の拡充を予定する(英語に加え、フランス語・中国語・韓国語を予定する)。なお、施設整備のため、月曜日については休園とする。

乾通りの一般公開の開催期間について、2016年度(平成28年度)から、春季・秋季のそれぞれ5日間から7日間に拡大する。

#### c) 皇居東御苑 (東京都千代田区)

2016年度(平成28年度)以降、三の丸尚蔵館の増築、富士見多聞の公開、富士見櫓前の開放、江戸城模型の設置を順次実施する。これらに際しては、英語・中国語・韓国語の案内板の新設によるガイダンス機能の強化、音声ガイダンスの拡充、広報の充実等を行う。

#### d) 京都御所 (京都府京都市)

従来の参観及び一般公開を再編し、試行を経た上で、2016年度(平成28年度)中に、土曜日・日曜日を含め通年で、入園者数制限のない一般公開を実施する。事前予約は不要とするとともに、希望者には、英語・中国語のガイド案内を実施する。なお、園内整備のため月曜日は休園とする。

#### e) 仙洞御所・桂離宮・修学院離宮 (京都府京都市)

従来の参観日でなかった土曜日(これまで春期・秋期は毎週実施、その他の時期は毎月第三土曜日のみ実施)・日曜日についても、試行を経た上で、2016年度(平成28年度)中に参観を本格実施する。多言語音声端末について、対応言語の拡充を予定する(英語・フランス語・中国語に加え、韓国語・スペイン語を予定する。)とともに、新たに当日受付も実施する。仙洞御所については、参観回数を1日当たり2回から5回に増加する。なお、いずれの施設についても、園内整備のため月曜日は休園とする。

#### f) 御料牧場 (栃木県塩谷郡高根沢町)

2016年度(平成28年度)中に、年2回程度の地元外からの見学会を試行し、その結果を踏まえ、拡充策を検討する。

#### g) 鴨場 (千葉県市川市、埼玉県越谷市)

2016年度(平成28年度)中に、従来の見学会に加え猟期外に年10回程度の地元外からの見学会を試行し、その結果を踏まえ、拡充策を検討する。

## h) 信任状捧呈に係る馬車列

2016年(平成28年)春から、信任状捧呈式の実施に係る閣議決定の期日を捧呈式の1週間前までに行うことを原則とすることにより、広報時期を前倒す(ただし、国会会期中を除く。)とともに、宮内庁及び日本政府観光局(JNTO)ホームページに加え広報媒体の多様化や情報提供先の拡大を図ることにより、周知を強化する。



信任状捧呈式の馬車列

## i) 造幣局本局(大阪府大阪市)

造幣博物館について、年末年始や展示品入替日等を除き、原則として休日開館を実施する。貨幣工場の見学については、当日受付・事前予約制を併用する。これらについては、2016年(平成28年)秋から実施する。

## j) 東京大学宇宙線研究所スーパーカミオカンデ(岐阜県飛騨市神岡町)

事前予約制の一般開放日の創設について、試行した上で、2016年度(平成28年度)中に拡充策を検討する。予約定員は1日当たり約400人を想定する。また、宇宙線研究所(東京大学柏キャンパス)に、一般見学者向け展示コーナーを新設する。

## k) 首都圏外郭放水路(埼玉県春日部市)

個人見学の一部(1日当たり3回の個人見学のうち1回)について、調圧水槽見学を中心とした簡易コースで実施することにより、見学者定員を1回当たり25人から50人に増加する。また、新たに毎月1回土曜日に個人見学を実施する。これらについては、2016年(平成28年)6月から試行した上で、見学機会の拡充策を検討する。

## l) 大本営地下壕跡(東京都新宿区)

2016年度(平成28年度)中に、市ヶ谷台ツアーの経路に、地下壕内部のパネル写真、図面、映像資料等を展示する。また、米国公文書館、建設工事施工会社等に対して大本営地下壕に関する資料の調査を実施し、展示内容の拡充を図る。

## m) 日本銀行(東京都中央区)

本店本館について、事前予約不要かつ英語にも対応した見学枠を新設し、当日立ち寄った外国人・日本人旅行者の見学を可能にする。日本語・英語に加え、中国語のパフレットを作成して多言語案内の充実を図る。これらについては、2016年(平成28年)6月から試行を実施する。

**2 地域振興に資する観光を通じたインフラの活用**

ダム、長大橋、歴史的な砂防設備、下水道など、世界に誇る土木技術等を観光資源として積極的に活用し、地域振興を図るインフラツーリズムを推進する。また、インフラツーリズムについて、国土交通省内の関係部局が連携した「国土交通省インフラツーリズム推進連絡会」を活用し、推進を図る。

## 第2節 文化財の観光資源としての開花

### 1 「文化財活用・理解促進戦略プログラム2020」の策定

「文化財活用・理解促進戦略プログラム2020」を2016年度(平成28年度)当初に策定し、これを踏まえ、文化財単体ではなく地域の文化財を一体とした面的整備や分かりやすい多言語解説など、以下の取組を2020年までに1,000事業程度実施し、日本遺産をはじめ、文化財を中核とする観光拠点を全国200拠点程度整備する。

#### (1) 支援制度の見直し

##### a) 文化財活用事業の支援に係る指標への観光客数などの追加

我が国の歴史・文化を体現する文化財の価値・魅力を外国人旅行者に対して多言語で伝える事業の支援に際し、地方自治体が策定する事業計画の審査指標に観光客数などを追加する。

##### b) 地域の文化財の一体的整備・支援

地域の文化財について、指定・未指定を問わず、その周辺環境も含めて一体的に保存・活用を図るための基本的な指針である「歴史文化基本構想」の地方自治体による策定を支援する。また、地域の歴史的魅力や特色を通じて我が国の文化・伝統をストーリーで表現する日本遺産について、2020年までに100件程度認定する。さらに、ストーリーを語る上で不可欠な、魅力ある有形・無形の文化財群を、地域が主体となって総合的に整備・活用し、国内外に戦略的に発信するとともに、日本遺産のブランド化を推進することにより、地域活性化を図る。

##### c) 適切な修理周期による修理・整備

国宝・重要文化財建造物、登録有形文化財建造物、重要伝統的建造物群保存地区の建造物の価値を損なうことなく次世代へ継承するため、適切な修理周期による保存修理を行う。

##### d) 観光資源としての価値を高める美装化への支援

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会までの間、重要文化財建造物の美装化を重点的に図るための「美しい日本探訪のための文化財建造物活用事業」を実施し、国内外の人々に美しい日本の旅を提供する。

文化財建造物等の快適性や安全性を高めるための施設・設備を充実させる「公開活用事業」を実施し、ユニークベニュー<sup>55</sup>等の観光利用の促進を図る。また、宿泊可能な登録有形文化財建造物に関する情報を広く提供する等の事業を展開する。

##### e) 修理現場の公開(修理観光)や修理の機会をとらえた解説整備への支援

国宝・重要文化財建造物、登録有形文化財建造物、重要伝統的建造物群保存地区の建造物の価値を損なうことなく次世代へ継承するため、適時適切な保存修理や、防災施設整備、耐震対策等の充実を図るとともに、修理現場の公開(修理観光)や修理の機会をとらえた解説整備への支援を行う。

<sup>55</sup> ユニークベニューとは、歴史的建造物や公的空間等、会議・レセプション・イベント等を開催する際に特別感や地域特性を演出できる会場をいう。

## (2) 観光コンテンツとしての質向上

### a) 文化財の分かりやすい解説の充実、解説の多言語化

美術館・博物館等の文化施設において、展示解説や館内案内板における外国語表示、ICTを活用した情報提供、外国人向け体験メニューの充実等に対する支援を行い、多言語化対応を進めるとともに、「文化財の英語解説の在り方に関する有識者会議」における、ICTの活用や、英語での分かりやすい解説表示の在り方・ポイント等に関する検討結果を踏まえ、文化財の日本語・外国語での情報発信に対する支援を行う。

### b) 文化財の宿泊施設やユニークメニュー等への観光活用の促進

【再掲】第Ⅳ部第1章第2節1(1)d

### c) 学芸員や文化財保護担当者等に対する講座の新設及び質の高いヘリテージ・マネージャー等の養成・配置

2016年度(平成28年度)から、学芸員・文化財保護担当者等を対象とする、文化財を活用した観光振興に関する講座を新設する。

質の高いヘリテージ・マネージャー<sup>56</sup>の養成と配置に資する取組を行い、良質な管理を伴う文化財の持続的活用を行える体制づくりを支援する。

### d) 全国の文化財や文化芸術活動を発信するポータルサイトの構築

全国で展開される文化プログラムに関する情報を多言語で国内外に発信する文化情報プラットフォーム(ポータルサイト)を2016年(平成28年)秋頃に構築する。

### e) 美術館や博物館の観覧者の満足度向上

美術館・博物館における観覧者の満足度を向上させるため、参加・体験型教育プログラムの充実や障害者を対象とした鑑賞支援を推進するとともに、ニーズを踏まえた開館時間の延長を促進する。

### f) 文化プログラムをはじめとする文化芸術活動との連携

全国で展開される文化プログラムをはじめとする文化情報を多言語で国内外に発信する。

## 2 文化庁の京都への移転

文化庁について、今後一層の取組強化が求められる地方創生や文化財の活用など、文化行政上の新たな政策ニーズ等への対応を含め、京都という土地柄も活かして機能強化を図りつつ、数年のうちに全面的に京都に移転する。

関係省庁及び京都をはじめとする関西地域の地方自治体、産業界、大学、地域コミュニティ等の官民挙げた協力により、地域の文化資源を活用した観光振興・地方創生の拡充に向けた対応を強化する。

我が国の文化の国際発信力の向上を図るための手法を2016年度(平成28年度)中に検討し、実行に移す。

<sup>56</sup> ヘリテージ・マネージャー(Heritage Manager)とは、良質な管理を伴う文化財の持続的活用を行える人材をいう。

### 3 世界文化遺産の観光への活用

2015年度(平成27年度)からスタートした「世界文化遺産活性化事業」により、多言語によるガイドツアーや文化財保存修理の見学会、保存修理作業の模擬体験プログラム等の企画、情報発信等の取組を支援し、世界文化遺産が所在する地方への誘客により地域の活性化を図る。

### 4 観光地域魅力創造の推進

「地域資源を活用した観光地魅力創造事業」により、文化財、国立公園、食文化、農業体験等、地域の魅力的な観光資源や学び・体験プログラムを活かした観光地域づくりの取組を支援する。

### 5 文化芸術資源を活用した地域活性化

芸術祭開催等の文化芸術活動による観光振興、地域の名産品と文化芸術との融合による新たな商品開発・販売促進を通じた街おこしなど、産学官及び劇場、音楽堂等の連携による地域経済活性化の取組や、それを担う人材育成を行う。

### 6 「日本遺産 (Japan Heritage)」による地域の魅力発信

【再掲】第Ⅳ部第1章第2節1(1)b

### 7 上野「文化の杜」新構想

上野「文化の杜」新構想の実現に当たって、2016年度(平成28年度)においては、「文化の杜」ロゴマークの作成・公表、「文化の杜」ポータルサイトの構築、発信をはじめ、リオデジャネイロオリンピック・パラリンピック大会後の2020年(平成32年)に向けた文化プログラムとして、連携イベント等の各種取組を推進する。

## 第3節 国立公園の「ナショナルパーク」としてのブランド化

### 1 美しい自然資源の観光資源としての利用促進

#### (1) 国立公園の受入環境の整備及び情報発信の強化

世界に通用する美しい自然資源を有する国立公園を外国人や障害者、高齢者等、あらゆる人にとって快適な場所とし、利用を促進するため、ビジターセンターの職員等に対する研修の実施等により受入環境を整備するとともに、アクセス環境、施設情報等の充実及びICTを活用した情報発信の強化を図る。

#### (2) エコツーリズムの推進

エコツーリズムを普及・推進するための広報強化を行うとともに、多様なガイド技術を有する優れた人材の養成、優れた自然景観やジオパーク、温泉等の自然資源を活用した魅力あるプログラム開発、外国人向けツアーガイドの育成等のインバウンド対応など、地域における自然観光資源の魅力向上や多様な利用を図るためのエコツーリズム推進等の取組に対し支援を行う。

#### (3) 統一性のある情報提供等の推進

「自然公園等施設技術指針」を関係機関へ周知し、2020年(平成32年)までに全ての国立公園における統一性・連続性のある標識・サイン等の整備を進め、トイレ等のユニバーサルデザイン対応を図る。また、「自然環境整備交付金」により地方自治体が行う多言語化のための整備を一層推進する

とともに、民間事業者に対しても統一性・連続性のある標識・サイン等の整備を促すため、各国立公園の管理運営計画及び「自然公園公共標識の標準表示例2015年版」等の活用を図る。

#### (4) 誘導案内等の多言語化の推進

2020年度(平成32年度)までに、全ての国立公園において、デザイン等の統一性を図った切れ間のない誘導案内を行う多言語標識等の整備を推進する。また、早急な対応が必要な自然災害等に係る情報の周知・解説や、避難誘導に係る情報提供の多言語化を進める。

### 2 「国立公園満喫プロジェクト」の推進

「国立公園満喫プロジェクト」として、民間活用により、外国人向け満喫メニューの整備・支援、国立公園における上質感の創出、海外への情報発信強化といった取組を計画的、集中的に実施するため、2016年度(平成28年度)内に、まずは5箇所(国立公園)において、「国立公園ステップアッププログラム2020」(仮称)を策定し、国立公園に外国人を呼び込むための以下の取組を開始する。

#### (1) 自然満喫メニューの充実・支援

外国人向け自然満喫メニューの整備・支援を行うため、自然や温泉を活かしたアクティビティの充実、質の高いガイドの育成、ビジターセンターにおける民間ツアーデスクの設置等インバウンド受入環境の整備、入場料の徴収、保護すべき区域と観光に関する区域の明確化、ICT活用による観光・安全に関する情報提供等に向けた取組を実施する。

#### (2) 上質感のある滞在環境の創出

国立公園における上質感のある滞在環境を創出するため、ビューポイントを核とした優先改善、エリア内の景観デザインの統一・電線の地中化、集客力アップに資する宿泊施設等の民間施設の誘致に向けた基準の明確化等に向けた取組を実施する。

#### (3) 海外への情報発信強化

関係省庁が連携し、国立公園の魅力を訪日外国人旅行者に対して視覚的に訴える映像コンテンツを作成するなど、海外への情報発信の強化に向けた取組を実施する。

#### (4) 観光資源の有効活用を目的とした一体的な取組

関係省庁、関係地方自治体、関係団体等から成る協議会の設置等により、観光資源の有効活用を目的とした一体的な取組の強化を図る。

### 3 観光地域魅力創造の推進

【再掲】第Ⅳ部第1章第2節4

## 第4節 景観の優れた観光資産の保全・活用による観光地の魅力向上

### 1 景観計画の策定促進及び無電柱化の推進

#### (1) 景観計画の策定促進

主要な観光地において景観計画の策定を促進し、景観の優れた観光資源の保全・活用による魅力ある観光地づくりを推進する。

## (2) 景観形成を促進するモデル地区の選定

景観の優れた観光資源の保全・活用による観光地の魅力向上のため、目に見える形での景観形成を促進するモデル地区を選定し重点支援する。

## (3) 無電柱化の推進

観光地の魅力向上、歴史的街並みの保全、伝統的祭り等の地域文化の復興等を図るため、無電柱化を推進する計画を策定するとともに、PPP/PFI手法の活用や低コスト手法の導入に向けた取組により、「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」(平成20年法律第40号)(歴史まちづくり法)の重点区域等で無電柱化を推進する。

## 2 国営公園の魅力的な景観などの活用

国営公園における魅力的な景観などの観光資源を活用するため、案内サインの多言語化等の環境整備、周辺の観光資源と連携した外国人ガイドツアーの開催、海外への情報発信等を実施する。

## 3 美しい自然・景観等の観光への活用

### (1) 森林景観の活用

京都の東山、嵐山や奈良の大和三山等、日本の歴史的・文化的な景観を形成する森林等について、その景観の保全を図るとともに、訪日外国人旅行者を含む観光客へのPRを強化する。

### (2) 日本風景街道の取組等の推進

「日本風景街道」の取組の推進等を通じ、地域と道路管理者等が連携した多様な活動や道路景観を美しくする取組を進めるとともに、道路空間の使い方を工夫することにより、景観の美しい、快適なドライブ環境を創出する。

### (3) 超小型モビリティの活用

コンパクトな車体で環境にやさしい電気自動車である「超小型モビリティ」を活用して、通常の車両では進入困難な観光資源の活用や新たな周遊ルートの創出を図ることで観光地の魅力向上を図りつつ、観光地における環境保全に貢献する。



超小型モビリティ

### (4) 離島・半島地域の観光振興

離島・半島地域の資源を活用した新たな観光振興を図るべく、水産資源・景観・伝統・文化など、多様な地域の資源をフル活用した「創生プラン」を形成する。その際、市町村・漁協・観光組合等が地域の関係者をつなげる中間支援組織としての役割を果たすモデル事業を立ち上げる。

### (5) 沖縄観光の強化

沖縄の美しい自然や文化を活かし、外国人観光客受入体制強化や独自の観光メニューの提供への支援等、「沖縄振興特別推進交付金」等を通じた沖縄観光の強化を図る。

## (6) 奄美群島及び小笠原諸島における観光等産業の振興及び交通アクセスの改善

奄美群島及び小笠原諸島の特性を最大限に活かした観光の振興に関する地域の主体的な取組を支援する。特に、奄美群島においては、奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島の世界自然遺産登録を見据えて、歴史的・文化的つながりが強い沖縄県との連携を強化し、交流を活性化するため、交通アクセスの改善を図るとともに、小笠原諸島においては、定期船「おがさわら丸」の代替船の就航に向け、支援を行う。



定期船「おがさわら丸」の代替船

## (7) 河川空間とまち空間の融合による良好な空間の形成

「河川敷地占用許可準則」の緩和措置等を活用した民間事業者によるオープンカフェ・川床の設置など、民間事業者等との連携により、河川空間とまち空間を融合させ、旅行者を魅了する良好な空間の形成を推進する。

## (8) 観光まちづくりの推進

良好な景観形成、歴史まちづくり、国際的ビジネス環境整備等の関連施策と連携しつつ、観光まちづくりを総合的に推進していく。「観光まちづくりガイドライン」でケーススタディとして取り上げた地区のフォローアップを行うとともに、相談窓口を通じて地方自治体の支援を行っていく。

## 第5節 滞在型農山漁村の確立・形成

### ① 美しい農山漁村において日本の自然や生活を体感し満喫してもらうための取組

#### (1) 「ディスカバー農山漁村(むら)の宝」の選定

強い農林水産業や美しく活力ある農山漁村の実現のため、農山漁村の有するポテンシャルを引き出すことにより地域の活性化及び所得向上に取り組んでいる優良な事例を「ディスカバー農山漁村(むら)の宝」として毎年約20地域選定し、全国に発信することにより、農山漁村の地域住民の意欲・機運を向上させる。

#### (2) 「食と農の景勝地」の認定

地域の食と、それを生み出す農林水産業を核として訪日外国人を中心とした観光客の誘致を図る地域での取組を「食と農の景勝地」として認定し、そのブランド化を強力に推進することにより、我が国が誇る農山漁村の食の魅力を世界に向けて強力かつ一体的に発信する。

#### (3) 「農泊」の推進

日本ならではの伝統的な生活体験と農村地域全体の人々との交流を楽しむ「農泊」という滞在手段を提供する農山漁村地域を2020年(平成32年)までに全国各地の農山漁村に50地域創出することに向け、体験プログラム構築等の地域の取組の支援、日本の農山漁村地域や「農泊」の魅力の情報発信等を実施する。

## 2 農畜産物のお土産に関する動植物検疫の環境整備

国・地域別に、動植物検疫上、持ち出しが可能となっている品目の周知を行うため、パンフレットの作成・配布を行う。

主要空港に加え、新千歳空港の旅客ターミナルに輸出検疫カウンターを設置して、円滑に輸出検査を行う体制を構築する。

また、訪日外国人旅行者が直売所や「道の駅」などで購入した農畜産物を動植物検疫を経て空港やクルーズ船の寄港地で受け取れる体制を整備する。

さらに、外国人旅行者による国産農畜産物の持ち帰りが可能な国・品目を拡大するため、輸出相手国と協議を進める。

## 3 インバウンドと農林水産物・食品の輸出の一体的推進

訪日外国人が帰国後も日本食・食材を消費・購入できるように、訪日外国人旅行者に対する観光庁等による各種調査結果の情報を集約し、海外でのプロモーション、商談会、インスタアショップの品揃え等に活用する。

## 4 農業遺産の観光への活用

農山漁村地域の伝統的農林水産業の価値及び認知度向上を図るため、2016年(平成28年)4月に創設した「日本農業遺産」制度について、地域の掘り起こしと認定を行うとともに、「世界農業遺産」認定地域の情報発信を強化する。

## 5 広域観光周遊ルート上の農山漁村地域への支援

広域観光周遊ルート上の農山漁村地域に対して、訪日外国人旅行者による農林水産物等に関する新たな需要を創出するための販売拠点等の受入体制づくりの支援を実施する。

## 6 農林漁業者と観光事業者等との連携による6次産業化の推進

「道の駅」等を核として、周辺の農林漁業者等と連携し、農林水産物や、地域の特色を活かして開発された6次産業化商品の販売を拡大する。

# 第6節 地方の商店街等における観光需要の獲得・伝統工芸品等の消費拡大

## 1 地方における消費税免税店数の増加

地方における消費税免税店数の目標を2020年(平成32年)に2万店規模へ増加させるとしていたところ、これを2018年(平成30年)に前倒しする。

## 2 地方商店街の活性化に向けた免税商店街の更なる拡大

2016年度(平成28年度)税制改正により、2016年(平成28年)5月1日から、商店街区内の大規模小売店舗を設置している者が商店街の組合員である場合、大規模小売店舗と、この商店街区を一つの特設商業施設として、免税手続きカウンターの設置が可能になる。経済産業省とも連携して商店街に対して本制度の周知を行い、地方商店街の活性化に向け、商店街が一体となった免税店化を加速する。

### 3 免税販売の対象となる購入下限額の引下げ

2016年度(平成28年度)税制改正により、2016年(平成28年)5月1日から、一般物品の免税販売の対象となる購入下限額を「10,000円超」から「5,000円以上」に引き下げる。これにより、地方における比較的単価の低い民芸品や伝統工芸品についても免税で購入しやすくなることで、外国人旅行者の地方での消費拡大を促進する。

### 4 免税品の海外直送による免税販売手続の簡素化

2016年度(平成28年度)税制改正により、2016年(平成28年)5月1日から、免税対象物品を免税店から一定の運送事業者を利用して海外の自宅や空港等へ直送する場合、購入記録票の作成が省略されるなど、免税販売手続が簡素化される。この制度を活用した配達サービスの提供を促進し、訪日外国人旅行者が自ら免税で購入した物品を持ち運ぶことなく旅行することができる「手ぶら観光」を活性化する。

### 5 保税売店の市中展開による買い物魅力の向上

関税、酒税、たばこ税、消費税の免税を受けることができる保税売店の市中展開を促進するため、市中の保税売店で販売した商品の引渡しに必要な空港内カウンターの設置について、羽田空港・成田空港、福岡空港に加え、関西空港で実現するとともに、その他の空港における引渡カウンターの設置を促進する。

### 6 商店街等に対する支援

全国のインバウンド需要獲得に取り組む商店街・中心市街地・観光地において、免税手続カウンターの設置、Wi-Fi環境整備、キャッシュレス端末整備、外国人コンシェルジュサービスの提供、多言語案内表示、店舗のおもてなし強化等の取組に対して支援を行い、地域の稼ぐ力を引き出すことで地域経済の活性化を図る。また、商店街におけるインバウンド需要獲得のための取組事例を収集・周知し、他の商店街への波及を目指す。

### 7 ふるさと名物応援事業の推進

市区町村が旗振り役となり、地域の関係者と連携しながら、「ふるさと名物」を応援することを宣言する「ふるさと名物応援宣言」を促進することで、積極的な情報発信による「ふるさと名物」の知名度向上や、地域ぐるみの取組を通じた「地域ブランド」の育成・強化を図り、地域活性化につなげる。

訪日外国人旅行者の地方への誘客を拡大するため、ふるさと名物応援事業を通じて、各地の魅力ある地域資源を活用した商品・サービスの開発や販路開拓を支援する。

### 8 優れた地方産品等の活用による地方への誘客

まだ世界に知られていない優れた地方産品を500品目選定する「The Wonder 500」を活用し、日本の地域資源の海外への発信や、訪日外国人旅行者の誘致につなげていく。このため、事業者による販売事業の進捗を踏まえつつ、国内外での売上の把握手法の検討及び2020年(平成32年)の目標設定を行う。

日本貿易振興機構(JETRO)が、魅力ある地域産品と観光資源を海外に発信し輸出や対日投資につなげる「地域貢献プロジェクト」において、日本政府観光局(JNTO)のメディア招へい事業と連携し、ファムトリップに合わせた体験型プログラム(製作体験、工場見学等)を組み込んで実施し、

地方への誘客につなげる。

### 9 伝統的工芸品産地への訪日外国人旅行者の受入れ促進

伝統的工芸品産地に訪日外国人旅行者などを呼び込み、製造現場等の見学・体験を通じて、伝統的工芸品の魅力を体感してもらうことで、外国人富裕層等の購買意欲をかき立てるとともに、海外有識者の産地招へい、広報強化を通じ、外国人目線での伝統的工芸品の魅力発信等を行う。

### 10 地域の消費に係る統計の充実

地域(都道府県レベル)の旅行消費に係る統計の精度向上のため、既存の統計の見直し、予備調査の実施等を行う。

### 11 ショッピングエリアを巡るコースの磨き上げ

2016年(平成28年)3月に策定した「全国津々浦々の魅力あるショッピングエリアを巡るコース」について、地域の人気の高い名産品等の海外への発信や免税店化の促進、コースの充実や新設等により、消費の拡大を図る。

### 12 北海道における観光消費の拡大

北海道における、訪日外国人旅行者向けの冷蔵・冷凍国際宅配サービス「海外おみやげ宅配便」の利用拡大に向けて、通訳サービスによる利用者の利便性向上や帰国後もおみやげ品購入が可能となる「HOP1 ECサイト<sup>57</sup>」の利用促進を図る。

### 13 消費単価の拡大に向けた取組

地域における訪日外国人旅行者の消費単価の向上を通じ地域経済の活性化を図るため、地域の関係者(商工会議所・商工会、宿泊事業組合、観光協会、商工業者、市町村等)が有識者の協力の下連携して取り組む、新たなサービス等の創出や消費を喚起する魅力的な街並み整備に向けた地域戦略の策定を支援する。

### 14 地域経済活性化のための地域観光資源の磨き上げ

地域の中小企業や団体等が、海外ニーズを熟知した外部人材を活用し、魅力ある地域資源の磨き上げ、地域ブランディング、海外での誘客プロモーション・セールス等をプロデュースする取組に対する支援を行う。また、ニューツーリズム振興施策の一環として、地域資源を活用したヘルスツーリズムに係る商品開発やマーケティング、実証実験、プロモーション活動等に積極的に取り組む地域に対する支援を実施する。

## 第7節 広域観光周遊ルートの世界水準への改善

### 1 広域観光周遊ルートに対する専門家チーム(パラシュートチーム)の派遣

広域観光周遊ルートに対して、専門家チーム(パラシュートチーム)を派遣することにより、修景、体験プログラム開発等を重点的に実施する。

<sup>57</sup> HOP1 ECサイトとは、「海外おみやげ宅配便」に加盟している販売店の北海道産品を、海外から注文し、自宅まで取り寄せられるネット通販サイトのことをいう(2016年(平成28年)4月現在の対象国は、香港とシンガポール)。

## 2 テーマ別観光ルートを選定

エコツーリズム、酒蔵ツーリズム、ロケーションツーリズム等、各地域の魅力ある観光資源をテーマ別につなぐ観光ルートを、コンテスト方式で2016年度(平成28年度)早期に選定し、集中支援する。

## 3 国、地方、民間等が連携した新たな協議会の設置

観光振興を図ろうとする地域において、道路に係る様々なニーズや課題に対し、国、地方、民間等が連携した協議会を新たに設置し、道案内の充実など地域固有の魅力の更なる向上策を展開する。

## 4 都市周遊ミニルートを選定

広域観光周遊ルート内で「都市周遊ミニルート」を選定し、歴史的道すじの再生、トイレ・休憩施設等の設置、地域のまちづくり団体の活動等をパッケージで重点支援する。

## 5 観光地における渋滞対策の強化

観光地の魅力を高め、今後の更なるインバウンド観光需要に対応するため、地域や公共交通と連携し、ビッグデータを活用しながら既存の道路や駐車場の容量・空間を賢く使い、即効性のある渋滞対策を強化する。

## 6 訪日外国人流動データの整備

訪日外国人旅行者の国内訪問地間の流動量や利用交通機関等の実態が把握可能な訪日外国人流動データを整備することにより、広域観光周遊ルートの形成や戦略的なプロモーション施策の企画立案・見直しに資する基礎データとしての活用を促進する。

## 7 広域産業観光事業の実施

日本貿易振興機構(JETRO)において、地域の産業を観光資源として発掘し、体験・見学を通じて日本人のものづくりに触れられる「広域産業観光事業」を実施することで、広域観光周遊ルートのモデルづくりを推進する。実施するに当たり、日本政府観光局(JNTO)の協力を得て、メディア関係者の招へい等を通じて対外発信を強化し、産業と観光のプロモーションを実施する。

## 8 観光地域魅力創造の推進

【再掲】第Ⅳ部第1章第2節4

## 9 「観光立国地方ブロック戦略会議」(仮称)の設置・運営

地方運輸局において、新たに関係省庁の地方支分部局をメンバーとする「観光立国地方ブロック戦略会議」(仮称)を設置・運営して連携を強化し、各省庁にまたがる課題であっても迅速に解決を図る等、地域における観光行政のワンストップサービス化を推進する。

## 第8節 東北の観光復興

訪日外国人旅行者が全国的に急増する中、東北地方では風評被害等の影響もあり、外国人の延べ宿泊者数は2015年(平成27年)にようやく震災前の状況に回復したところである。このため、訪日

外国人旅行者急増の効果を東北地方にも波及させることにより、東北の復興・創生を図っていくため、東北地方の各地域が自らの発案に基づき実施する訪日外国人誘客の取組を支援する交付金（東北観光復興対策交付金）を2016年度（平成28年度）に新たに設け、観光資源の磨き上げ等を支援するとともに、東北地方の魅力を海外へ強力に発信する取組を重点的に実施する。

### 1 東北6県の外国人宿泊者数の増加に向けた取組

東北6県の外国人宿泊者数を2020年（平成32年）に150万人泊（2015年（平成27年）の3倍）とするため、海外の旅行会社やメディア関係者等の招請、交通フリーパスの改善、広域観光周遊ルート形成の促進、旅館の再生・活性化等の取組を実施する。

### 2 復興観光拠点都市圏への重点的な支援

東北観光の拠点として、仙台市及び仙台空港を含む周辺エリアを「復興観光拠点都市圏」とし、多言語案内表示板の設置や広域観光案内所の整備など、重点的な支援を実施する。

### 3 全世界を対象としたデスティネーション・キャンペーンの実施

日本初となる全世界を対象としたデスティネーション・キャンペーンとして、海外において観光地としての認知度が他地域と比べて低い傾向にある東北を対象として、観光地としての知名度向上を図るための情報発信を日本政府観光局（JNTO）において強力に行い、市場別のニーズにきめ細やかに対応した訪日プロモーションを戦略的に実施する。

### 4 「東北六県見るもの・食べもの・買いもの100選」の発信

「東北六県見るもの・食べもの・買いもの100選」を国内外に強力に発信する。

### 5 東北観光復興対策交付金による重点的な支援

体験・滞在プログラムの造成等、地域の観光資源の磨き上げに係る取組について、「東北観光復興対策交付金」により重点的に支援する。

### 6 ホストタウンの推進及び海外への情報発信の支援

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の事前キャンプの誘客等により、大会参加国・地域との人的・経済的・文化的な相互交流を目指す地方自治体を「ホストタウン」として広げる取組を東北を含め全国で進めるとともに、ホストタウンに登録された地方自治体の海外への情報発信を支援する。

### 7 防災学習も含めた教育旅行の再興

PTA等に対するファミトリップの実施により東北への教育旅行の再興を促進する。

### 8 仙台空港のLCC拠点化の促進

東北地方へのアクセス充実に向けてLCC等による新規就航等を促進するため、日本政府観光局（JNTO）において、航空会社と連携した共同広告、メディア招請、旅行会社招請等のプロモーションを強化する。

## 9 「グリーン復興プロジェクト」の推進

「グリーン復興プロジェクト」として、長距離自然歩道「みちのく潮風トレイル」の早期全線開通を目指すとともに、情報発信拠点となるトレイルセンターや多言語に対応した標識の整備、英語マップの作成等を行う。また、三陸復興国立公園においてビジターセンターの整備を行うなど、自然体験活動を通してエコツーリズムや環境教育を推進する「里山・里海フィールドミュージアム事業」を実施する。

## 10 新たな復興ビジネスモデルの支援

個人の体験に基づいた情報の発信・拡散を通して風評被害の払拭につなげるため、東北への外国人の交流人口拡大や受入環境の改善につながる10のビジネスモデルを立ち上げ、東北が全国のモデルとなる観光先進地を目指す新たな試みに官民連携して取り組む。

## 第2章 観光産業を革新し、国際競争力を高め、我が国の基幹産業に

### 第1節 観光関係の規制・制度の総合的な見直し

近隣アジア諸国からの訪日旅行者数の増加への受入体制整備、スキーツアーバス事故を踏まえた旅行における安全確保、生産性が高く、国際競争力のある基幹産業の育成・強化の観点から、観光関係の規制・制度の見直しを実施する。

#### 1 通訳案内士

多様な旅行者のニーズに対応するとともに、通訳案内サービスの供給量の拡大を図るため、一定の品質確保を前提に、「業務独占規制」等、通訳ガイド制度を見直す。

また、全国ガイド及び特例ガイド等の登録情報を一元管理したマッチングサイトを構築することにより、訪日外国人旅行者の通訳ガイドへのアクセシビリティを改善し、マーケットの拡大を図る。

#### 2 ランドオペレーター

利益優先の質の低い又は安全性の低い旅行商品が提供されることを防ぐため、ランドオペレーターについて、登録制等の導入により実態を把握するとともに、問題のある事業者に対して適切に指導・監督できる制度を検討する。

#### 3 宿泊業

##### (1) 生産性向上

2015年度(平成27年度)に引き続き、「旅館ホテル生産性向上協議会」と連携して、モデル旅館ホテルへのコンサルティングによる課題の抽出やモデル事例の創出等を行い、それらの全国展開を通じて宿泊業全体の生産性向上を目指す。

また、宿泊施設のインバウンド対応促進事業(Wi-Fi環境整備、多言語対応等)を実施すること等により、クラウド等のICT化やマルチタスク化等の業務運営体制の見直しによる宿泊業の業務効率化・生産性向上に取り組む。

さらに、2015年度(平成27年度)の無料オンライン講座「旅館経営教室」が受講生約3,200名を集めるなど好評だったため、内容を更に充実させて配信する。

##### (2) 多様な宿泊サービスの提供促進

###### a) 「民泊サービスのあり方に関する検討会」における検討

厚生労働省と観光庁で開催している「民泊サービスのあり方に関する検討会」において検討を進め、2016年(平成28年)6月を目途に最終報告書を取りまとめ、同取りまとめを踏まえて必要な法整備に取り組む。

###### b) 「観光地再生・活性化ファンド」(仮称)の活用

民間資金の呼び水機能を有する「観光地再生・活性化ファンド」(仮称)を最大限活用し、観光地(温泉街等)の再生・活性化を図り、賑わいを創出する。

###### c) 宿泊施設の整備に着目した容積率緩和制度の運用明確化

宿泊施設の供給を促進するため、宿泊施設の整備に着目した容積率緩和制度の運用を明確化する

指針を策定し、地方公共団体へ通知を発出し周知を図る。

#### d) 民間による宿泊施設の評価制度の導入

旅行者の多様なニーズへ対応するため、公平性・中立性に配慮した、民間による宿泊施設の評価制度の導入に向け、評価の実施主体、評価方法等の運営手法の検討や課題の抽出について、宿泊業界とともに取り組む。

### 4 旅行業

第三種旅行者や宿泊事業者等、地域に密着した事業者が着地型旅行商品を企画・提供しやすい制度の整備を図る。

### 5 観光地再生・活性化ファンド(仮称)

観光地再生・活性化ファンド(仮称)について、観光地や宿泊施設の再生・活性化を図り、官民ファンド、関係機関等と必要な連携を行い、観光地を面的に整備する投資ノウハウ・人材支援に関する機能を安定的・継続的に提供できる体制の整備を検討する。

## 第2節 民泊サービスへの対応

### 1 民泊サービスのルールづくりに向けた検討

住宅(戸建住宅、共同住宅等)の全部又は一部を活用して宿泊サービスを提供するいわゆる「民泊サービス」については、急増する訪日外国人旅行者のニーズや大都市部での宿泊需給の逼迫状況への対応及び地域活性化の観点から活用を図ることが求められている一方、感染症まん延防止やテロ防止などの適正な管理、地域住民等とのトラブル防止に留意したルールづくりが求められている。これを踏まえ、「民泊サービス」に係るルール整備等については、厚生労働省と観光庁で開催している「民泊サービスのあり方に関する検討会」において引き続き検討を進め、2016年(平成28年)6月を目途に最終報告書を取りまとめ、同取りまとめを踏まえて必要な法整備に取り組む。

### 2 国家戦略特区制度を活用した多様なニーズへの対応

「国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業」の実施状況等について検証を行い、具体的な課題を把握した上で、制度のより一層の利用が図られるよう検討を行う。

## 第3節 産業界ニーズを踏まえた観光経営人材の育成・強化

### 1 観光産業の担い手の3層構造による育成

#### (1) 観光経営を担う人材育成

観光産業をリードするトップレベルの経営人材の恒常的な育成拠点を大学院段階(MBAを含む。)に形成するために、業界ニーズを踏まえながら産学官において実践的・専門的な教育プログラムの開発に着手する。

#### (2) 観光の中核を担う人材育成の強化

地域観光の中核を担う人材育成の強化を図るため、既存の大学観光学部等のカリキュラムの変革に向けた標準カリキュラムの開発に係る調査検証を行うとともに、産学による自立的かつ持続的実

施が可能となる仕組みづくりを支援する。具体的には、2015年度(平成27年度)に小樽商科大学において実施した「旅館・ホテルの経営人材育成講座」のカリキュラムについて、ブラッシュアップを行うとともに新たに複数大学で実施する。

また、観光分野の人材についても産業界のニーズに対応して育成していくとしている実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関の制度化については、2019年度(平成31年度)の開学に向け、中央教育審議会が2016年(平成28年)年央までに結論をまとめ、2016年(平成28年)中に所要の制度上の措置を講ずることを目指す。

### (3) 即戦力となる地域の実践的な観光人材の育成強化

地域の観光産業を支え、旅行者の多様なニーズに応える人材を育成するため、専修学校等の教育機関と産業界が連携し、教育プログラムの改善・向上を図る。

## 2 「道の駅」における人材育成

地域の観光資源が集まる「道の駅」において、観光や地域振興を学ぶ学生の課外活動やインターンシップの場として活用する大学連携の取組を拡大していく。

## 第4節 宿泊施設不足の早急な解消及び多様なニーズに合わせた宿泊施設の提供

宿泊施設不足の早急な解消及び多様なニーズに合わせた宿泊施設の提供を図るため、以下の取組を実施する。

### 1 旅館等に対する投資促進

#### (1) 旅館等に対するインバウンド対応促進支援

旅館、ホテル等宿泊施設に対するインバウンド対応促進支援(Wi-Fi環境整備、多言語化対応等の事業に要する経費の1/2(上限100万円)の支援)を行い、訪日外国人旅行者にとって利用しやすくすることにより、宿泊施設不足の解消及び多様なニーズに合わせた宿泊施設の提供を促進する。

#### (2) 「観光地再生・活性化ファンド」(仮称)の活用

【再掲】第Ⅳ部第2章第1節3(2)b

### 2 旅館等の空室の有効活用

ホテル等宿泊施設の高稼働率地域における潜在的な空室情報について、クラウド等を活用し、駅や空港などの観光案内所等の情報拠点や既存の予約サイト等における強力な情報発信を支援し、既存ストックの有効活用を図る。

### 3 宿泊産業従事者の人材育成

【再掲】第Ⅳ部第2章第3節1

### 4 多様なニーズへの対応

【再掲】第Ⅳ部第2章第1節3(2)d

## 5 宿泊施設整備の促進

### (1) 宿泊施設の整備に着目した容積率緩和制度の運用明確化

【再掲】第Ⅳ部第2章第1節3(2)c

### (2) 古民家の宿泊施設へのリノベーションに対する金融支援

古民家を宿泊施設にリノベーションする事業等に対して地域の資金を活用したまちづくりファンドによる金融支援を行うことについて検討を行う。

## 6 海外宿泊事業者等の日本進出支援

日本貿易振興機構(JETRO)において、海外の有望な観光関連企業(LCC、ホテル、ツアーオペレーター等)を発掘し、日本に誘致するとともに、観光分野の既進出外資系企業に対して、日本企業とのビジネス機会の提供等の支援を実施する。

## 第5節 世界水準のDMOの形成・育成

### 1 「日本版DMO候補法人」に対する支援

日本版DMOの候補となりうる法人を登録し、登録法人に対して、関係省庁と連携した支援の重点実施や相談へのワンストップ対応等を実施する。

### 2 世界水準のDMOの形成に向けた支援の実施

#### (1) 情報支援・ビッグデータの活用促進

観光地域のマネジメント・マーケティングを「誰でも、簡単に、効率的に」行うことを可能とするシステム・ツール「DMOクラウド」を開発し、DMO形成を行う者に対して提供する。

GPSの位置情報やSNSによる訪日外国人旅行者のつぶやき等のビッグデータの活用による訪日外国人旅行者の動態及び関心事項の調査・分析に基づき、全国各地のDMO等の観光関係者がビッグデータを活用するための手引きを公表する。

サービス産業の生産性向上に向け、市区町村単位で訪日外国人旅行者等の宿泊・属性データや地域の観光資源等のビッグデータを集約し、誰でも分析できるようにオープン化した「観光予報プラットフォーム」の普及・拡充を促進する。

#### (2) 人的支援

海外知見も取り入れ、我が国のニーズに対応した人材育成プログラムを策定し、研修を実施するとともに、育成した人材が特定の地域のみならず全国各地で活躍できる仕組みを構築する。

地域の課題となっている人材不足に迅速に対応するため、専門的な知識を有するマーケットと地域をマッチングさせ、実際の派遣までを一体的に支援する。

#### (3) 財政金融支援

##### a) 「地方創生推進交付金」による支援

関係府省庁が連携して、「地方創生推進交付金」なども活用し、組織の立ち上げから自律的な運営まで日本版DMOに対する総合的な支援を実施する。

## b) 官民ファンド等による支援

官民ファンド、関係機関、広域DMO等が連携・参画する枠組みを案件に応じて設置し、規制改革に関する働きかけを行うとともに、民間による1兆円規模の事業に対する支援を実施する。

## c) 政府系金融機関による支援

政府系金融機関(日本政策金融公庫、商工中金、日本政策投資銀行)において、新たに観光産業を行う者及び既存事業者に対する融資や成長資金供給等の支援を行う。具体的には、各種融資制度(日本政策金融公庫の新事業育成・起業のための融資制度、商工中金の観光産業も含めた地域中核企業や地域内で連携した企業への融資制度等)や、日本政策投資銀行等による日本版DMOの設立等のための資金・経営面での支援等を実施する。

## 第6節 「観光地再生・活性化ファンド」(仮称)の継続的な展開

### 1 観光まちづくりに関する投資ノウハウ・人材支援に関する機能の安定的・継続的提供

温泉街等のまとまりのあるエリアを一体で丸ごと再生し、観光地としてのポテンシャルを強力に引き出すため、「観光地再生・活性化ファンド」(仮称)を全国で継続的に展開していく。

#### (1) 政府系金融機関による支援

【再掲】第IV部第2章第5節2(3)c

#### (2) 「観光地再生・活性化ファンド」(仮称)の活用

【再掲】第IV部第2章第1節3(2)b

#### (3) 株式会社地域経済活性化支援機構(REVIC)によるファンド組成終了後の支援体制の整備の検討

それぞれの「観光地再生・活性化ファンド」(仮称)の活動状況を踏まえつつ、官民ファンド、関係機関等と必要な連携を行い、観光まちづくりに関する投資ノウハウ・人材支援に関する機能を株式会社地域経済活性化支援機構(REVIC)によるファンド組成終了後も安定的・継続的に提供できる体制の整備を検討する。

### 2 株式会社海外需要開拓支援機構(クールジャパン機構)による観光地域作りファンド支援

株式会社海外需要開拓支援機構(クールジャパン機構)は、瀬戸内地域の地方銀行7行等とともに、2016年(平成28年)4月1日、同地域の観光関連事業に成長資金を供給する総額90億円のファンド「せとうち観光活性化ファンド」を組成し、10億円を上限とするLP出資<sup>58</sup>を決定した。

本事業は、瀬戸内7県による広域DMOを構築する取組と連動するものとなっている。これにより、同地域が訪日外国人旅行者向け観光サービスを拡充させ、世界中の旅行者から選ばれる目的地になるとともに、域内の観光産業発展と海外からの交流人口増加により地域経済を活性化することを目指す。

## 第7節 次世代の観光立国実現のための財源の検討

観光立国の実現による経済再生と財政健全化を両立させる観点から、引き続き観光関係予算の適

<sup>58</sup> LP出資とは、出資額の範囲においてのみ責任を負う有限責任組合員(Limited Partner)が行う出資のことをいう。

切な確保に努めるとともに、今後のインバウンド拡大等増加する観光需要に対して高次元で観光施策を実行するため、国の追加的な財源の確保策について検討を行う。

## 第8節 訪日プロモーションの戦略的高度化

### ① オリパラ後も見据えた訪日プロモーションの取組

#### (1) 欧米豪に対するプロモーション

欧米豪からの旅行者の訪問地域、訪問時期や訴求コンテンツの一層の多様化を図るため、プロモーション対象とするスノーリゾートの拡大、サイクリング、ハイキング、エコツアー等の情報発信強化と商品造成の積極的な働きかけを行う。

#### (2) 質の高い観光地としての日本の観光ブランドイメージの確立

ビジット・ジャパン事業において、日本の歴史、伝統文化等をテーマにした発信を強化し、質の高い観光地としての日本の観光ブランドイメージを確立するため、以下の取組を行う。

- ・ブランドイメージの確立に向けて、世界的な広告会社の活用や、海外の知日派による日本版アドバイザリーボードの設置及びその知見の活用などによる効果的なプロモーションを展開する。
- ・BBC、CNN等、欧米豪において影響力のあるメディアにおいて、日本の歴史・伝統文化等を数多く発信する。また、海外の著名人やメダリストに日本の歴史・伝統文化等を体験してもらい、その映像を欧米のキー局で強力的に発信する。
- ・外国人目線で中長期的に活用する訴求メッセージを開発し、一貫したブランドイメージの下、統一のキャッチコピーやビジュアルを活用した露出を拡大する。
- ・有力雑誌等のメディアや旅行会社を日本各地に数多く招請するなどにより、日本の歴史・伝統文化等を強力的に発信する。

#### (3) 地方自治体のインバウンド誘致活動に対する支援体制強化

日本政府観光局(JNTO)が、各地域にて開催するインバウンド関係者を対象としたセミナー等の機会を活用し、インバウンド誘致活動について各地域の地方自治体等が直接的に相談できる機会を積極的に設ける。

#### (4) オリパラを活用した訪日プロモーション

##### a) オリパラ等を契機とした魅力の発信

##### ①ラグビーワールドカップを契機とした欧米豪旅行会社への訪日旅行商品造成支援

2019年ラグビーワールドカップを契機とする訪日を促進すべく、欧米豪の旅行会社による、大会に関連した訪日旅行商品の造成を支援する。

##### ②文化プログラムの活用

文化庁及び日本政府観光局(JNTO)において2016年リオデジャネイロオリンピック・パラリンピック競技大会終了後に本格実施される文化プログラムを活用し、日本の各地域が誇る歴史・文化、マンガ・アニメ等のメディア芸術や食文化等の魅力を、主に欧米豪に向けて強力的に発信する。

##### ③メディア芸術に関する発信の強化

メディア芸術祭20周年企画展の実施や人材育成を通じ、現代アートやマンガ・アニメ・ゲー

ム等のメディア芸術の創造・発信を強化する。

#### ④オリパラに向けた観光促進策の強化

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて、2016年リオデジャネイロオリンピック・パラリンピック競技大会終了後に関係者協議体を設置し、2020年(平成32年)以降のレガシーを見据えた観光促進策を検討し、施策に反映させる。

#### ⑤リオデジャネイロ大会に際しての日本の魅力発信

2016年リオデジャネイロオリンピック・パラリンピック競技大会で開催される日本PRイベント「TOKYO 2020 JAPAN HOUSE」において、日本各地の観光魅力を発信するほか、関係省庁と日本貿易振興機構(JETRO)等の関係機関が連携し、日本のものづくり技術やクールジャパンの発信、対日投資を促進するための広報等を実施する。また、観光庁・日本政府観光局(JNTO)において、外国メディアが無料で映像、画像を入手できる映像・画像プラットフォームを構築する。

#### ⑥ホストタウンの推進及び海外への情報発信の支援

【再掲】第Ⅳ部第1章第8節6

#### ⑦「オリパラアンバサダー」(仮称)導入の検討

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会等を契機に我が国の魅力を世界に発信するため、地域に来訪する選手や観光客等に外国語で道案内を行ったり、地域の歴史や文化を紹介するボランティア人材を育成・普及する仕組みとして、「オリパラアンバサダー」(仮称)導入の検討を進める。

#### ⑧「beyond2020プログラム」の推進

2020年(平成32年)以降を見据え、日本の強みである地域性豊かで多様性に富んだ文化を活かし、成熟社会にふさわしい次世代に誇れるレガシー創出に資する文化プログラムを国と東京都が一体となって「beyond2020プログラム」として推進し、日本全国での展開、盛り上げを図る。「beyond2020プログラム」を通じて、我が国の文化向上に取り組むとともに、すべての人の当該文化プログラムへの参画の機会を確保するため、バリアフリー対応や多言語対応の強化の促進を図り、企業等の行動に変革を促し、我が国での旅行に対する潜在需要も取り込んでいく。

### b) スポーツツーリズムの推進

スポーツ庁、文化庁、観光庁の三庁において「スポーツ文化ツーリズム百選」(仮称)を選定する。

スポーツツーリズムなどに取り組む地域スポーツコミッションが実施する新たなスポーツイベントの創出や誘致等を支援するとともに、地域における優良事例を収集し横展開を図る。

訪日旅行の目的となる、見るスポーツ、参加するスポーツについて、開催時期、場所等の詳細情報を日本政府観光局(JNTO)のウェブサイト、フェイスブック等で発信する。

### c) 日中韓三国による連携

今後の平昌や北京でのオリンピック・パラリンピック競技大会開催を契機とし、日中韓三国の観光当局が連携し、米国及び英国をターゲット市場として、三国の現地事務所による「ビジット・イースト・アジア・キャンペーン」の共同プロモーションを実施する。

## 2 大規模国際競技大会の開催を活用した観光客の誘致

### (1) 大規模国際競技大会の確実な開催による国内外からの誘客

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会やその事前合宿、2019年ラグビーワールドカップ(全国12会場で開催)やそのチームキャンプのほか、2017年冬季アジア競技大会、2019年世

界女子ハンドボール選手権、2021年世界水泳選手権及び2021年関西ワールドマスターズゲームズなど、日本で開催される大規模国際競技大会等の確実な開催により、各地域に国内外からの誘客を図る。

## (2) スポーツ・文化・ワールド・フォーラムの開催

2019年ラグビーワールドカップ、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会、2021年ワールドマスターズゲームズ等に向けて、観光とも連動させつつ、スポーツ、文化、ビジネスによる国際貢献や有形・無形のレガシー等について議論・情報発信し、国際的な機運を高めるためのキックオフイベントとしての国際会議を、2016年リオデジャネイロオリンピック・パラリンピック競技大会直後の秋に、京都と東京で開催する。

## 3 欧米豪を中心とした訪日層の拡大

### (1) 海外のオンライン旅行会社との連携強化

個人旅行者の旅行手配におけるオンライン旅行会社の利用率の高まりを踏まえ、海外のオンライン旅行会社との連携を強化し、価格訴求力のあるキャンペーンの共同展開等を実施し、誘客の拡大を図る。

### (2) 「JAPAN WEEKEND」の実施

日本貿易振興機構(JETRO)・日本政府観光局(JNTO)は、政府関係機関や業界団体、現地日系企業等と協力し、音楽・食・ファッションなどのクールジャパンとビジット・ジャパンのプロモーションを一体的に行う「JAPAN WEEKEND」を、2016年(平成28年)から2017年(平成29年)までの間、新規開催となるアジアの主要都市や、欧米豪市場等において、複数回実施する。

### (3) 「ジャパニーズライフスタイル」(仮称)の作成

海外のビジネス関係者向けに日本の衣食住に関わる商品やサービスの魅力を伝えるため、現代の日本の生活様式を世界に伝える媒体「ジャパニーズライフスタイル」(仮称)を日本貿易振興機構(JETRO)が作成し、訪日体験需要増加にも貢献する。

## 4 日本各地の観光資源を活用した地方への誘客促進

### (1) 外国語対応が可能な着地型・体験型プログラムの情報発信

全国各地で開発が進んでいる外国語対応が可能な着地型・体験型プログラムを一覧・検索できるページを日本政府観光局(JNTO)のウェブサイト内に整備する。

### (2) 東京、大阪、京都から日帰りや1泊2日で訪問できる観光地等の情報発信

東京、大阪、京都を訪問している外国人にその周辺地域に足を延ばしてもらうため、これらの都市を起点として、日帰りや1泊2日で訪問できる観光地やルートをまとめて、日本政府観光局(JNTO)のウェブサイトで発信する。

### (3) 現地において高い発信力を有する者の招請

現地において高い発信力を有する者を招請し、現地の旅番組などを通じて、おもてなしや地方の魅力、日本の高品質なサービス等に関する情報について海外の隅々にまで発信する。

#### (4) 「海外VIPおもてなしツアー」(仮称)の実施

日本貿易振興機構(JETRO)は訪日外国人旅行者の拡大に加え、外国企業による対日投資、日本の製品・サービスの海外展開につなげるべく、世界のビジネスリーダーや有力投資家などを地方に招へいすることでビジネス交流を促し、日本の伝統的・先進的なものづくり・サービス等の強みを見せ、体験させ、発信させるプログラム「海外VIPおもてなしツアー」(仮称)を実施する。

#### 5 新たな季節需要・訪日需要の掘り起こし

各国の訪日旅行のニーズや動向を踏まえた上で、各国の訪日旅行の閑散期及び日本側の閑散期である冬期の訪日旅行需要の底上げを図り、年間を通じた訪日需要を創出する。

#### 6 日本政府観光局(JNTO)の海外事務所新設と現地におけるプロモーション強化

東南アジアや欧州における訪日需要を更に取り込むため、2016年度(平成28年度)以降、マレーシア、フィリピン、ベトナム、インド、イタリア、スペイン、ロシアの7市場において、日本政府観光局(JNTO)の海外事務所を新設し、現地における訪日プロモーション体制を強化する。また、海外現地において、日本政府観光局(JNTO)の海外事務所を中心に、政府関係機関(国際交流基金(JF)、日本貿易振興機構(JETRO)等)や現地日系企業等が参画する「訪日プロモーション現地推進会(仮称)」の設立を進める。

#### 7 G7伊勢志摩サミット開催に合わせた情報発信

2016年(平成28年)5月のG7伊勢志摩サミットの開催に合わせ、主要な国際空港において、デジタルサイネージ等を活用した地方の観光魅力の発信を実施し、訪日外国人旅行者の地方誘客を図る。

#### 8 海外のガイドブック編集者等の地方への招請

訪日外国人旅行者の更なる地方への誘客を図るため、海外のガイドブック編集者等を地方に招請し、各地域に特化した観光情報の掲載を促すことで、地方の魅力的な観光資源や観光情報を発信する。

#### 9 「オンライン・メディアセンター」の開設

2020年(平成32年)の東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機とした日本の国際的注目度の高まりを活かし、更なる訪日促進を図るべく、海外メディア等に対して、日本の観光資源等の映像素材集をオンライン上で提供するウェブサイト(オンライン・メディアセンター(仮称))を開設する。海外メディア等を通じて、日本全国の観光資源を広くPRすることで、2020東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催効果を全国津々浦々に波及させる。

#### 10 全国各地での文化プログラムの開催

地域の様々な魅力ある文化・芸術の取組や文化・芸術の担い手の育成に関する支援、芸術団体や劇場・音楽堂等によるトップレベルの舞台芸術活動等への取組支援、国立文化施設の観覧・鑑賞機会の充実等の環境整備を実施するとともに、文化情報を多言語により、国内外に発信する。

#### 11 文化を通じた機運醸成策に関する関係府省庁等連絡・連携会議

関係省庁、東京都、公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会を構成

員とする「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた文化を通じた機運醸成策に関する関係府省庁等連絡・連携会議」の開催等により、我が国の地域性豊かで多様性に富む文化を通じた日本全国での大会に向けた機運の醸成を図る。

### 12 スポーツ振興を通じた国内外からの誘客

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催効果を東京のみならず広く地方に波及させるため、引き続き、スポーツツーリズムの発展、スポーツイベントの開催、誘致等の活動に対して支援を行うことが重要であり、全国各地で新たなスポーツコミッションを設立する動きがあることから、2016年度(平成28年度)においても「地域スポーツコミッション」の活動へ支援を行い、成功事例の創出を通じて啓蒙・普及を行う。

### 13 アスタナ国際博覧会への日本館出展

“Future Energy”「未来のエネルギー」をテーマに、2017年(平成29年)6月10日から9月10日までの3箇月間、カザフスタン・アスタナ市内でアスタナ国際博覧会が開催される。世界共通の課題に対する日本の取組や日本の魅力を世界に発信するため、日本館出展に向けた準備を実施する。



アスタナ国際博覧会の会場及びイベントのイメージ図

## 第9節 インバウンド観光促進のための多様な魅力の対外発信強化

### 1 インターネットを活用した取組

日本政府観光局(JNTO)のウェブサイトについて、外国人の視点を取り入れて充実を図るとともに、スマホアプリを作成し、訪日外国人旅行者が必要とする情報を一元的に発信する。

ビッグデータやICTを活用して、訪日外国人旅行者の行動を調査分析し、専門家の意見等も踏まえつつ、プロモーションに使用する媒体やコンテンツを決定するなどの効果的なマーケティングを実施し、日本政府観光局(JNTO)のウェブサイトやフェイスブックの機能高度化を図る。

在外公館等のSNSを活用することにより、外国メディアでの日本事情に関する報道や放映・配信を効果的に拡散する。

### 2 欧米豪を中心とする富裕層をターゲットとした旅行先としての日本のブランドイメージの確立

#### (1) 質の高い観光地としての日本の観光ブランドイメージの確立

【再掲】第IV部第2章第8節1(2)

#### (2) 富裕層向けの情報発信等の取組

富裕層をターゲットにした旅行業界団体、国際的な旅行商談会主催者等との連携を一層拡大し、日本向けツアーの造成数の増加につなげる。また、海外の有力雑誌等のメディアや富裕層向け旅行商品を扱う海外の旅行会社を日本各地に年間100人招請し、ストーリー性のある日本の伝統・文化を発信するとともに、ターゲットに訴求する日本向けツアーの造成を促進する。

### 3 在外公館や放送コンテンツ等の活用による日本の魅力の発信

#### (1) 在外公館等の活用による親日層の開拓

##### a) ジャパン・ハウス等の活用

「ジャパン・ハウス」において、関係省庁が連携し、日本の文化体験等に関する情報発信やイベント開催を行う。

##### b) 地方自治体によるプレゼンテーションの実施

外務省と地方自治体が共催して、地方自治体が在京外交団等に対し、地方自治体の国際的施策等のプレゼンテーション及び物産の展示、観光地の紹介等を内容とするセミナーを複数回開催する。また、在京外交団が地方自治体を訪問し、各地方の文化・産業等施設を見聞するツアーを実施する。

##### c) 地方の観光地としての魅力の発信

被災地を含む地方自治体と連携し、海外現地での風評被害の払拭に加えて、各地方の観光地等の魅力を効果的に発信する。

##### d) 飯倉公館におけるレセプションの実施

飯倉公館を活用し、外務大臣が地方自治体首長等と共催で在京外交団等に対して地方の魅力を発信し、外国とのネットワーキング構築をレセプション形式により支援する。その際、地方自治体がブースを出展し、地場産品、観光客誘致等のPRを実施する機会も提供する。

##### e) 文化事業等を通じた訪日需要の喚起

在外公館・国際交流基金(JF)による文化事業等を通じ、我が国の多様な文化の魅力を発信することにより、諸外国の日本への興味・関心を高め、訪日需要を喚起する。

日本政府観光局(JNTO)と国際交流基金(JF)による本部事務所共用化を見据え、日本政府観光局(JNTO)による訪日教育旅行促進事業と国際交流基金(JF)による海外での日本語教育普及事業を相互に連携させるなど、双方の事業機会や知的資産を有機的に結びつけ、質の高い訪日旅行及び国際文化交流を促進する。

#### (2) 放送コンテンツの途上国等のテレビ局への提供

外務省及び観光庁が連携し、アニメ、ドラマ、ドキュメンタリー等日本の放送コンテンツを海外に無償で提供する際に、日本の各地域の魅力を併せて発信することで、訪日魅力を効果的に発信し、地域発の商品・サービスの需要拡大や地方への観光客誘致につなげる。

#### (3) 放送コンテンツ制作等による日本の魅力のPR

##### a) 放送コンテンツを通じた日本の地域の魅力の効果的発信

放送コンテンツの制作、字幕・吹き替え付与やプロモーションに対する支援を実施することにより、日本の地域の魅力をコンテンツを通じて効果的に発信する。

##### b) 株式会社海外需要開拓支援機構(クールジャパン機構)等による支援

株式会社海外需要開拓支援機構(クールジャパン機構)の出資により、広域連携型のDMOの活動と連携することで魅力ある観光地作りを行うための事業や日本コンテンツ専用チャンネルを確保して海外での日本の魅力のPR等を実施する事業に対して支援を行うほか、海外の消費者に対して影

響力のある人材を活用した情報発信により日本の高品質なサービス事業のインバウンド需要の拡大等を支援する。

c) 株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構による支援

株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構(JICT)を活用し、我が国の事業者による海外での放送事業を支援することを通じて、日本コンテンツの継続的な発信を促進する。

d) NHKワールドTVによる発信

「放送法」(昭和25年法律第132号)の規定に基づき、NHKにテレビ国際放送(NHKワールドTV)の実施を要請することにより、英語及びその他の言語を用いて日本の文化・産業等の情報や魅力を世界に発信するとともに、関係機関との協力の下、国内外における周知広報や受信環境の整備・改善、放送番組の充実等の取組を一層推進する。

e) 地域経済グローバル循環創造ポータルサイトによる日本国内の魅力ある地域産品等の情報発信

地域産品の海外への販路開拓等に係る情報を一元的に集約した「地域経済グローバル循環創造ポータルサイト」を活用して、日本国内の魅力ある地域産品等の情報を世界に発信し、地域の産品や食をきっかけとして、訪日外国人旅行者の地方部への誘致を推進する。

f) 地方自治体プロモーション動画の放映

「全国移住ナビ」に掲載された地方自治体プロモーション動画のうち、優れた作品を多言語化し、2016年リオデジャネイロオリンピック・パラリンピック競技大会で設置される「Tokyo 2020 JAPAN HOUSE」をはじめ、海外において放映することで、日本の地方の魅力を世界に発信する。

g) 関係省庁連携による日本の各地域の魅力の発信

総務省、経済産業省、外務省、観光庁、農林水産省等の関係省庁が連携し、コンテンツを海外に展開する際に、日本の各地域の魅力を併せて発信することで、訪日魅力を効果的に発信し、地域発の商品・サービスの需要拡大や地方への観光客誘致につなげる。

#### (4) 国内観光情報サイトの多言語化

2016年度(平成28年度)以降、日本観光振興協会の観光情報サイト「全国観るナビ」の多言語化(英語、中国語、韓国語)を順次実施し、各観光地の魅力を広くPRする。

#### (5) 放送コンテンツの権利処理の一層の迅速化

新たに製作する番組について、国内での初回放送以降、早期の海外展開を可能とするため、番組の企画・製作段階から放送事業者及び権利者(著作権者・著作隣接権者)の当事者間における事前の連絡・調整が必要とされていることから、このような放送コンテンツの権利処理の一層の迅速化に向けた当事者間における情報の共有及び連絡・調整の円滑な実施を支援し、対外発信の強化を図る。

#### (6) 日本語教育の拡充による親日層の育成

国際交流基金(JF)による日本語専門家派遣事業、日本語教師・学習者訪日研修等の取組を実施し、海外における日本語教育の質の向上、安定的提供等に寄与する。特に、日本語教師の質・量の

不足するASEAN諸国に対しては、国際交流基金(JF)を通じ、現地の授業の補助等の日本語教育支援を行う「日本語パートナーズ」の派遣を対象国・人数ともに拡大して実施する。

#### (7) 海外日本庭園の再生

日本庭園の伝統技術を通じたインバウンド促進や国際交流を推進するため、海外日本庭園の再生を目的として我が国の造園技術者を定期的に派遣する仕組みの構築に向けて、海外日本庭園の現状や派遣可能な専門技術者に関する情報収集を進める。

#### 4 風評被害を最小限に抑えるプロモーション

災害発生から一定期間が経過し、当該地域の安全性が確保されるようになった後は、引き続き正確な情報を発信するとともに、被災地域の自治体等と連携し、必要に応じて、風評被害を最小限に抑えるべく、訪日プロモーションを実施する。

#### 5 観光分野における多国間枠組みへの貢献

UNWTO(国連世界観光機関)やASEAN+3をはじめとする観光分野における多国間関係の枠組みにおいて主導的な役割を果たすほか、我が国のインバウンド観光政策等のベスト・プラクティスを紹介・共有する等、加盟国・地域のインバウンド観光政策の向上に積極的に貢献する。さらに、UNWTO(国連世界観光機関)においては、2015年(平成27年)の執行理事国就任を契機として、我が国の観光政策等を積極的にインプットするため、UNWTO(国連世界観光機関)・観光庁の共催による国際会議を国内で開催する。

#### 6 二国間関係の強化による双方向交流の拡大

主要国政府間でハイレベルでの観光に関する政策対話を引き続き精力的に進めるとともに、駐日外国公館や外国政府関係機関等と情報交換等を行い、観光分野における二国間関係の強化を図ることに加え、旅行関係団体と密に連携を取ることでインバウンド・アウトバウンド双方向での交流拡大(ツーウェイツーリズム)を更に進める。

#### 7 先住民族としてのアイヌ文化等の発信

2016年度(平成28年度)は、象徴空間の具体化に向けた取組として、国立のアイヌ文化博物館(仮称)の施設・展示の設計、国立の民族共生公園(仮称)の設計等を実施するとともに、象徴空間における管理運営体制について検討を行う。

また、アイヌ文化復興の取組の要である「民族共生の象徴となる空間」への年間目標来場者数を、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の効果等を見込んで100万人とし、海外に向けたアイヌ文化等の情報発信や空港等における展示を充実させるなど、PR活動等の強化を図る。

#### 8 外国メディア招へいやフォーリン・プレスセンターも活用した情報発信

外国メディア関係者を招へいし、海外への情報発信を支援するとともに、公益財団法人フォーリン・プレスセンターを通じ、地方自治体の対外発信及び外国メディアの国内取材活動を支援する。

#### 9 世界の主要都市における広告

世界の主要都市において、多くの人々の視線が集まるスポット等を活用し、日本の観光魅力を伝える広告を実施することで、効果的に訪日意欲を喚起する。

## 10 放送コンテンツ・ジャパンチャンネルを活用した日本の魅力の発信

関係省庁が連携して、コンテンツ制作・現地化(字幕付与等)から発信・プロモーションまで、一体的、総合的かつ切れ目なく戦略的に展開する。具体的には、放送関係者等と他分野・他産業の関係者が幅広く協力し、日本の魅力を伝える放送コンテンツを制作・発信等する取組を支援するほか、株式会社海外需要開拓支援機構(クールジャパン機構)が支援する「日本のコンテンツを24時間365日放送するジャパンチャンネル」を2020年(平成32年)までに世界22カ国に拡大すべく、アジアを中心に新規開局を進め、日本の観光情報等の発信を強化する。さらに、観光地域づくりを行う事業者又はファンド等に出資を行う等、ジャパンチャンネル等をきっかけに訪日する外国人旅行者の宿泊施設や飲食施設等を整備することにより、インバウンド需要の獲得につなげる。

## 11 文化芸術を通じた国際交流の推進

### (1) 国内外芸術家の滞在型創作活動等の支援

国内のアーティスト・イン・レジデンス(AIR)実施団体が行う国内外芸術家の滞在型創作活動等を支援することにより、海外のAIR実施団体との国際的な協力関係を活発にし、双方向の国際文化交流を促進するとともに、地域の魅力の再発見や文化芸術の創造活動を促進する。

### (2) メディア芸術に関する発信の強化

【再掲】第Ⅳ部第2章第8節1(4)a③

## 第10節 MICE誘致の促進

### 1 MICE誘致促進に向けた支援体制の構築

#### (1) 「MICE推進関係府省連絡会議」(仮称)の設置

MICE誘致・開催を政府横断的に支援するため、観光庁が事務局となり、2016年(平成28年)内に「MICE推進関係府省連絡会議」(仮称)を設置し、政府横断的に支援するMICE案件について支援策の検討等を進める。

#### (2) ユニークベニューの利用促進

ユニークベニューの利用拡大・普及促進のため、施設管理者と利用者のニーズの齟齬や課題を整理し、施設側とも課題について情報共有を行う。また、海外の先進事例、特に国や政府関連施設のユニークベニューの運営方法等を調査し、国内の公的施設をユニークベニューとして活用する上での方策を検討する。

#### (3) 会議施設等の整備に対する支援

グローバル企業のビジネス活動を支える会議施設、外国語対応医療施設等について、これらの施設を整備する民間都市開発事業に対する支援制度を創設するとともに、民間都市開発推進機構の金融支援(共同型都市再構築業務・メザニン支援業務)を拡充することにより、当該施設の整備を促進する。

#### (4) MICEの経済波及効果の調査

MICEの意義を幅広い層に説明する観点から、MICE主催者や参加者に対し、アンケート調査等によるデータの収集を行い、MICEの経済波及効果を調査する。

### (5) インセンティブ旅行の誘致促進

インセンティブ旅行のデスティネーションとして日本をPRするための都市の情報を集めた情報集約サイトを構築し、インセンティブ旅行の誘致を促進する。また、海外からのインセンティブ旅行のベストプラクティスについて、表彰を行い、国内外での周知を図る。

### (6) 国内外のステークホルダーへの働きかけ

国内外のステークホルダーに対し、国内主催者向けセミナーや海外MICE見本市等あらゆる機会を活用し、MICEブランドの周知及びプロモーションについての検討を行う。

### (7) 日本政府観光局 (JNTO) によるグローバルネットワークの構築

国際的に有力なMICE主催者との関係を構築してMICEデスティネーションとしての日本のプレゼンスを上げる観点から、日本政府観光局 (JNTO) はMICEの国際団体が主催するイベントや商談会等への参加及びこれら団体の理事会の日本開催を通じ、グローバルネットワークの構築・強化を図る。

### (8) 大学関係者等MICE主催者の掘り起こし

日本政府観光局 (JNTO) は、各地方自治体のコンベンション・ビューローと連携し、大学教員・研究者等国際会議主催者及び大学・学協会事務局を対象とするセミナー等を実施し、国際会議誘致・開催の重要性の普及・啓発を行い、大学教員・研究者が国際会議の誘致・開催に取り組みやすい環境の整備を促進する。

### (9) 国内で開催されるイベントに関する情報提供

日本国内で開催されるイベントに積極的に訪日外国人旅行者を呼び込み、インバウンド効果を最大限に実現させるため、イベントに関する情報提供を日本政府観光局 (JNTO) のネットワークを活用し実施する。

### (10) 産業観光プログラムの充実

観光庁・日本政府観光局 (JNTO) が中心となっていく MICE 誘致に向けて、日本貿易振興機構 (JETRO) と連携して地域の生産現場の見学、企業関係者との意見交換会、ファミトリップ等の産業観光プログラムの充実を図る。

### (11) グローバルMICE都市事業

2015年度 (平成27年度) に選定した「グローバルMICE強化都市」の5都市に対して、継続してアドバイザー派遣やプロモーション等の集中的な支援を行い、予算・体制の強化やステークホルダーとの連携強化等の成果を出すとともに、自律的な誘致の取組を促進する。

また、コンベンション・ビューローのMICE誘致に関する国際競争力・体制強化のために、グローバルMICE強化都市に対して、マーケティングの高度化に向けた支援事業を実施する。加えて、国内のコンベンション・ビューローの誘致競争力を高めるために、海外におけるコンベンション・ビューローの誘致に向けた取組の調査を実施する。

### (12) 日本政府観光局 (JNTO) による地方都市のニーズ、体制に応じたきめ細かなコンサルティング

2015年度 (平成27年度) 同様、「インバウンド旅行振興フォーラム」の中で開催される「個別相談

会]、「MICE説明会」等を通じ、地方自治体、コンベンション・ビューロー、MICE関連事業者に対し、個々のニーズに応じたコンサルティングを行っていく。

### (13) MICE誘致アンバサダー

国内外に影響力があり、特定の誘致案件がある者を20名程度「MICE誘致アンバサダー」に認定し、誘致活動を支援することで日本でのMICE開催件数の増加を図る。

### (14) 商談会への参加及びセミナーの実施

国際団体や企業が主催するMICEの専門見本市、ネットワークイベントや商談会へ参加し、またセミナーを実施するとともに、これらのイベントや商談会の日本での開催を働きかけ、国際会議、ミーティング及びインセンティブ旅行の取り込みを強化する。また、グローバルに展開する大手インセンティブ取扱旅行会社へのセミナー・商談会の実施、大手ミーティングプランナーのコンソーシアムとの連携により、インセンティブ及びミーティングの誘致につなげる。

## 2 IRについての検討

統合型リゾート(IR)については、観光振興、地域振興、産業振興等に資することが期待されるが、その前提となる犯罪防止・治安維持、青少年の健全育成、依存症防止等の観点から問題を生じさせないための制度上の措置の検討も必要なことから、「特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律案」の状況やIRに関する国民的な議論を踏まえ、関係省庁において検討を進める。

## 第11節 ビザの戦略的緩和

ビジット・ジャパン事業の重点20カ国・地域のうち、訪日に当たってビザが必要な5カ国(中国・フィリピン・ベトナム・インド・ロシア)を対象に、政府全体で、プロモーションによる認知度向上や受入環境の整備と連携して、ビザ緩和を戦略的に実施する。

## 第12節 訪日教育旅行の活性化

### 1 地域における調整・相談窓口の構築及び地域の観光部局と教育部局の連携の促進

観光庁は文部科学省と連携し、訪日教育旅行の受入側と来訪側のマッチングに関する先進的取組及びノウハウを収集し、地域の観光部局や教育部局等の関係者に共有を図る。

### 2 海外と地域をつなげる一元的な相談窓口の設置

訪日教育旅行に関する一元的な相談窓口を日本政府観光局(JNTO)に設置し、海外のニーズを地域に紹介する等、受入側と来訪側のマッチング等を実施する。

### 3 訪日教育旅行に対する理解の促進

一元的な相談窓口の設置等を踏まえて、訪日教育旅行の教育的意義について、教育部局・学校に対し理解を促進するための周知を行う。

台湾をはじめとする訪日教育旅行に関心のある市場において、海外の学校関係者等を対象として、セミナーを開催する。

日本政府観光局(JNTO)において、海外のニーズを把握し、受入側学校との調整において配慮す

べき事項等を積極的に情報発信する。

#### 4 訪日教育旅行の地方への誘致

台湾をはじめとする訪日教育旅行に関心のある市場において、訪日教育旅行を取り扱う旅行会社等を対象として、日本各地域への招請事業等を実施するなど、東北をはじめとする地方へ誘致するためのプロモーションを集中的に展開する。

### 第13節 観光教育の充実

#### 1 観光・旅に関する教育の充実に向けた取組

学校教育において、子どもたちが地元や日本各地の魅力的な観光資源を理解し、関心を喚起することができる教材・事例集等を作成する。

高等学校における新しい必修科目としての「地理総合」(仮称)の設置等に向けて中央教育審議会において検討しており、2016年度(平成28年度)中を予定に結論を得る。

#### 2 若者世代の旅行需要喚起

「地域資源を活用した観光地魅力創造事業」を活用し、地域における着地型旅行商品作りに若者を参画させる取組を支援することにより、若者世代の興味・関心を喚起させる新規性のある魅力的な商品の造成を促す。

#### 3 若者や学生の観光をテーマとした教育機会の充実

##### (1) 「若旅★授業」の全国展開

若年層の観光需要を創出するため、若者に旅の意義や素晴らしさを伝える「若旅★授業」について、各地方運輸局等と連携し、首都圏のみならず地方部を含めた全国展開を図るとともに、若者世代の興味・関心を喚起する旅行商品の造成等の支援を実施する。

##### (2) 「道の駅」における大学連携

【再掲】第Ⅳ部第2章第3節2

### 第14節 若者のアウトバウンド活性化

#### 1 旅行費用軽減をはじめとする若年層の海外旅行促進

若者のアウトバウンド活性化を図るため、旅行業団体等との旅行費用軽減に向けた議論を開始し、若者割引等のサービスの開発・普及の促進に取り組む。

関係省庁と旅行業団体による若者のアウトバウンド活性化に向けた議論を開始し、2016年度(平成28年度)内を目途に結論を得る。

#### 2 観光分野における多国間枠組みへの貢献

【再掲】第Ⅳ部第2章第9節5

#### 3 二国間関係の強化による双方向交流の拡大

【再掲】第Ⅳ部第2章第9節6

## 第1節 最先端技術を活用した革新的な出入国審査等の実現

### 1 世界初の出入国審査パッケージの導入、世界最高水準の技術の活用等の取組

世界初の出入国審査パッケージの導入や世界最高水準の技術を活用し、2016年度(平成28年度)において空港での入国審査待ち時間20分以内の目標を目指すことなどを踏まえ、革新的な出入国審査を実現するため、以下の取組を実施する。

#### (1) バイオカートの導入

我が国の空港における入国審査に要する時間を短縮するため、審査待ち時間を活用して指紋等の個人識別情報を前倒しで取得するバイオカードを2016年(平成28年)中に特に効果が高い関西、高松、那覇の各空港に導入するとともに、以後、拡大を目指す。

#### (2) プレクリアランスの早期実現に向けた協議の加速

我が国の空港における入国審査に要する時間を短縮するため、航空機で訪日する旅客をその出発地点の空港で事前にチェックするプレクリアランス(事前確認)の2017年度(平成29年度)以降の早期実現に向けて、具体的な対象や実施方法・効果等の検討及び相手国・地域との調整協議を加速する。

#### (3) トラストイド・トラベラーの自動化ゲートの対象化

出入国管理上のリスクが低く、頻繁に我が国に入国する外国人を「信頼できる渡航者」(トラストイド・トラベラー)として特定し、自動化ゲートの対象とする制度について、2016年(平成28年)中に導入するとともに、導入後の運用状況を検証しつつ、対象者の更なる拡大を目指す。

#### (4) 顔認証技術を活用した自動化ゲートの導入

日本人出帰国手続における顔認証技術を活用した自動化ゲートの導入に向けて必要な準備を進め、2018年度(平成30年度)以降早期に導入し、日本人の自動化ゲート利用の大幅な拡大を目指す。

#### (5) 指紋情報を活用した出国時の自動化ゲート利用

我が国の空港における出国手続に要する時間を短縮するため、外国人の入国時に提供を受けた指紋情報を活用し、出国時の自動化ゲート利用を可能とすべく、具体的な利用対象者の範囲や実施方法等の検討を進める。

#### (6) 入国審査待ち時間を含む空港での諸手続に要する時間の公開

入国審査待ち時間を含む空港での諸手続に要する時間をインターネット上で公開できるよう、速やかに検討し、2016年(平成28年)内に結論を得る。

### 2 先進的な保安検査機器の導入

国際テロの脅威が高まる中で、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催や訪日外国人旅行者の急増を踏まえ、出発時の航空保安検査の円滑化を図りつつ厳格化を図るため、先進的なボディスキャナーを2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会までに国内の主要

空港に順次導入することとし、まずは、2016年度(平成28年度)中は成田・羽田・関西・中部の4空港に導入する。

### 3 出入国審査に係る物的・人的体制の整備

訪日外国人旅行者の更なる増加に対応し、外国人旅行者が我が国への出入国を円滑かつ快適に行えるよう、地方空港・港湾も含めた出入国審査等の状況を十分考慮して、審査ブースの増設やCIQに係る予算・定員の充実を図り、必要な物的・人的体制の整備を進める。

### 4 ファーストレーンの整備促進

国際会議の参加者や重要ビジネス旅客の空港での入国手続の迅速化を図るため、2015年度(平成27年度)にファーストレーン設置が実現した成田空港・関西空港の運用状況を見ながら、対象範囲の拡大等利用者の利便性改善に努めるとともに、羽田空港をはじめとする国内の他の主要空港における早期導入の検討を進める。

### 5 乗客予約記録の分析・活用の高度化

増加する旅客の円滑な入国と国の安全を確保するための水際対策を両立させるため、税関・入国管理当局において、全ての乗客の乗客予約記録(PNR)の電子的な取得を一層進め、更なる情報分析・活用の高度化を図る。あわせて、情報を迅速かつ的確に最大限活用するために、関係機関との連携を強化し、必要な情報が迅速かつ的確に共有されるための情報共有体制の構築を図るほか、入国審査時に提供を受けた顔画像とテロリスト等の顔画像情報とを照合する顔画像照合機能の活用強化等を推進する。

## 第2節 民間のまちづくり活動等による「観光・まち一体再生」の推進

### 1 ボトルネックとなっている宿泊施設、観光バス乗降場等の整備促進

#### (1) 宿泊施設の整備の促進

【再掲】第IV部第2章第1節3(2)

【再掲】第IV部第2章第4節5

#### (2) 観光バスの駐停車対策

地域が行う道路外における「空き空間」を有効活用した観光バスの駐停車スペースの確保に関する取組について支援する。

民間都市開発における観光バス乗降場の一体的整備を誘導するため、容積率緩和制度の活用を促進する。

### 2 公共デジタルサイネージの設置促進

公共デジタルサイネージについて、広告収入の管理費等への充当等を条件に広告掲出を可能とし、その設置を促進するため、広告物規制の運用弾力化を促す。

### 3 都市公園内に設置される民間施設からの収益を公園管理費に充当する仕組みの構築

都市公園内の施設で得られた収益を管理の質の向上に充当する仕組みなどの先進的な事例の周知等により、官民連携によるまちの賑わい創出、都市公園のサービス水準の向上を促進する。

#### 4 都市公園内への観光案内所等の設置促進

観光案内所等を都市公園内に設置できる占用特例制度の創設・活用促進を行う。

#### 5 会議施設等の整備や統一的な案内サイン、バリアフリー化等の整備への重点支援

##### (1) 会議施設等の整備に対する支援

【再掲】第Ⅳ部第2章第10節1(3)

##### (2) 拠点駅及びその周辺における統一的な案内サインの整備等の支援

拠点駅及びその周辺を対象に、関連する地方自治体、交通事業者、都市開発事業者等から成る協議会に対し、統一的な案内サインの整備等を支援し、分かりやすく使いやすい歩行空間のネットワーク等の構築を促進する。

#### 6 日本の都市の魅力を海外に発信するシティ・フューチャー・ギャラリー（仮称）構想の推進

日本の都市の魅力を発信し、インバウンド需要の取り込み、都市開発の海外展開につなげるため、世界都市・東京などの成り立ちや都市開発の変遷、また未来図を一元的に体感できる場の創設に向けて、シティ・フューチャー・ギャラリー（仮称）構想の検討を進める。

#### 7 道路空間と観光の連携の推進

道路空間の再編による歩道の拡幅等により道路空間の利便性や快適性の向上を図り、地域の観光資源を活かした賑わいの場を創出する。また、道路協力団体等、道路空間を利活用する団体との連携を推進する。

### 第3節 キャッシュレス環境の飛躍的改善

#### 1 海外発行カード対応ATMの設置促進

3メガバンクの海外発行カード対応ATMについて、従来、2020年（平成32年）までに、全ATM設置拠点の約半数で整備（計約3千台）する方針であるが、これの大幅な前倒しを要請（2018年（平成30年）中にその大半を設置）する。

また、ATM設置に有用なデータを提供し、ニーズが高い場所での優先的な設置を行う等の戦略的な取組を促すとともに、取組状況をフォローアップする。

地方銀行に対しても、3メガバンクと同様に海外発行カード対応ATM設置に有用なデータを提供し、海外発行カード対応の環境が整っていない観光地へのATMの設置を促すとともに、取組状況をフォローアップする。

海外発行クレジットカード等が利用可能なATMの情報を、日本政府観光局（JNTO）のホームページや海外ガイドブック等で提供する。

#### 2 クレジットカード決済対応等の取組

##### (1) クレジットカード決済端末の普及支援

2020年（平成32年）までに、外国人が訪れる主要な商業施設、宿泊施設及び観光スポットにおいて「100%のクレジットカード決済対応」及び「100%の決済端末のIC対応」を実現するため、クレジットカード決済・IC対応端末の普及を促進する。

## (2) 「おもてなしプラットフォーム」の構築

訪日外国人旅行者の属性情報・行動履歴等を事業者間で活用することを可能にする「おもてなしプラットフォーム」を構築し、様々な事業者が訪日外国人旅行者から提供される情報を活用した高度で先進的なサービス、決済等を体験できる環境を整備し、当該仕組みを2020年までに社会実装する。2016年度(平成28年度)においては、企業・団体等が特定の地域等で構築する事業者間連携のためのプラットフォームと、それらの地域等で構築される複数のプラットフォームを接続し、より広い事業者間連携を可能とするプラットフォームについて、それぞれ実証を行う。

## (3) クレジットカードに係るセキュリティ対策

クレジットカードを安全に利用できる環境整備を推進するため、2020年(平成32年)までに「クレジット決済端末の100%のIC対応」の実現等、国際水準のセキュリティ環境の実現を目指し、クレジット取引に係る事業者等が策定した「クレジットカード取引におけるセキュリティ対策の強化に向けた実行計画」の円滑な実施を促進するとともに、その実効性を確保するため、加盟店等におけるセキュリティ対策を義務付けることを含め、必要な法制上の措置を講ずる。

## 第4節 通信環境の改善と誰もが一人歩きできる環境の実現

### 1 通信環境の飛躍的向上

#### (1) 主要な観光・防災拠点における無料Wi-Fi環境の整備

主要な観光・防災拠点における重点整備箇所において、無料Wi-Fi環境の整備を推進する

#### (2) 災害用統一SSIDの周知・広報

災害時における携帯電話事業者Wi-Fiを含むWi-Fiの無料開放を促進するため、地方自治体、観光施設等のエリアオーナー等に対して災害用統一SSID<sup>59</sup>の周知・広報を行う。

#### (3) シームレスなWi-Fi利用環境の実現

「無料公衆無線LAN整備促進協議会」を活用し、2018年(平成30年)までに既設のWi-Fiアクセスポイントの有効活用を推進すること等により、20万箇所以上のシームレスなWi-Fi利用環境を実現するとともに、外国人旅行者に分かりやすい共通シンボルマーク『Japan.Free Wi-Fi』の普及・活用を図る。



共通シンボルマーク『Japan.Free Wi-Fi』

外国人旅行者に分かりやすい共通シンボルマーク『Japan.Free Wi-Fi』の普及・活用を図る。

#### (4) プリペイドSIMの販売促進等による通信環境全体の改善

2020年(平成32年)までのプリペイドSIM<sup>60</sup>販売拠点の倍増に向け、複数国からの国際便が乗り入れる空港や、訪日外国人旅行者が訪問する拠点の店舗においてSIM販売拠点の拡大に取り組むとともに、日本政府観光局(JNTO)のウェブサイトを活用して訪日外国人旅行者に対して販売拠点

<sup>59</sup> SSIDとは、Service Set identifierの略であり、Wi-Fiにおけるアクセスポイントの識別名である。

<sup>60</sup> プリペイドSIMとは、携帯電話に差し込むことにより、前払いした料金分だけ携帯電話サービスが利用可能なICカードのことをいう。日本の通信事業者は、訪日外国人旅行者が自分の携帯電話に差し込んで日本の携帯電話サービスを利用できるプリペイドSIMを空港やコンビニエンスストア、ホテル等で販売している。

の周知を図る。

オリンピック・パラリンピック大会開催会場が集まる選手村の周辺8km程度の範囲や、空港と都心を結ぶ路線をはじめ、鉄道や空港アクセスバス・高速バス等において、列車内など移動中でも情報の円滑な収集・発信ができるよう、駅外の観光施設等との接続の連続性を確保することに留意しつつ、訪日外国人旅行者が利用しやすいWi-Fi環境の整備の取組を進めるとともに、SIMカード・モバイルWi-Fiルーターのサービスの促進、国際ローミング料金の低廉化を通じて多面的な通信環境の改善を図る。

### (5) 新幹線トンネル内における携帯電話利用環境の整備

新幹線トンネル内において携帯電話が利用できるようにするため、「電波遮へい対策事業」により、未対策トンネルの対策を強化する。

## 2 誰もが一人歩きできる観光の実現等に向けた取組

### (1) 多言語音声翻訳システムの普及

世界の「言葉の壁」をなくしグローバルで自由な交流を実現する「グローバルコミュニケーション計画」を着実に進めるため、多言語音声翻訳技術の精度を向上させるとともに、旅行会話に加え、減災・防災分野や生活分野への技術の拡大を図る。また、多言語音声翻訳システムの認知度向上と更なる普及拡大に向けて、地方の商業施設や観光地等での実証実験を行う。

### (2) IoTおもてなしクラウド事業の実施

交通系ICカードやスマートフォン、デジタルサイネージ等と連携して共通のクラウド基盤を活用し、訪日外国人旅行者に対して、災害時等の緊急時の一斉情報配信や言語等の個人の属性に応じた情報提供、支払手続の簡略化等について実証実験（IoTおもてなしクラウド事業）を行う。小売、交通、宿泊等における利便性向上等に資する基盤を構築し、2020年（平成32年）までに社会実装を行う。

### (3) 観光分野におけるビッグデータ・オープンデータ利活用のモデルケース構築

観光分野におけるビッグデータ・オープンデータ利活用のモデルケース構築を目標に、観光分野のデータ利活用を推進している地域の取組を調査し、社会実証を行うための要件について検討を行う。

### (4) IoTを活用した革新的な観光ビジネス・サービスモデルの創出支援

センサーを含めたIoT実証テストベッド<sup>61</sup>への支援を通じ、IoTを活用した革新的な観光ビジネス・サービスモデルの創出を支援する。

### (5) サービスの質の「見える化」の取組

我が国のサービス産業の活性化・生産性向上に向け、サービスの質を「見える化」する「おもてなし規格」を作り、2016年（平成28年）7月頃の運用開始を目指す。

<sup>61</sup> IoT実証テストベッドとは、インターネットに多様かつ多数の物が接続されるIoT(Internet of Things)の実現に資する新たな電気通信技術の開発・実証のための施設のことをいう。

### 3 観光案内拠点の充実

日本政府観光局（JNTO）認定の外国人観光案内所について、認定に係る申請を通年可能とすることにより、受入関係者による申請手続きの利便性向上を図るとともに、外国人目線を活用し、外国人観光案内所のサービス水準の向上を図る。

コンビニエンスストアや郵便局等について、地方自治体、観光協会、外国人観光案内所と連携を図りながら、観光案内機能を強化する。

「道の駅」について、免税店や外国人案内所の設置などのインバウンド対応を促進し、地域の情報発信の拠点とする取組を進める。

### 4 ムスリム対応の強化

「ムスリムおもてなしガイドブック」（2015年（平成27年）8月公表）を踏まえた地方自治体等におけるムスリムの受入対応や情報発信の先進事例について周知を図り、他地域への普及に取り組む。

### 5 訪日外国人旅行者の移動円滑化に資する情報の整備

訪日外国人旅行者に分かりやすい地図の普及のため、地名の英語表記方法及び地図記号のガイドラインを地方自治体や民間に周知し、活用を促進するとともに、100万分1及び20万分1地図に記載される自然地名の英語表記リスト及びそれを反映したウェブ地図を作成し、公開する。

外国人サイクリストにも通行ルールを分かりやすく伝えるため、ピクトグラムや路面標示の仕様を標準化し、安全で快適な自転車利用環境を創出する。

### 6 「道の駅」の通信環境等の整備

ドライブ観光の促進のため、「道の駅」の電気自動車（EV）の充電施設及びWi-Fiの整備を推進する。

### 7 受入環境向上に向けた調査の実施

訪日外国人旅行者の滞在・移動等の受入環境に関する不満・要望をSNS等を活用して調査・検証し、具体的な解決策を検討する。

## 第5節 多言語対応による情報発信

### 1 中小企業者による取組

中小企業のウェブサイトの多言語化や海外ネット広告導入等に係る費用を支援することで、訪日外国人旅行者へのサービス充実・利便性向上を通じた生産性向上を図る。

観光客のニーズに対応したサービスを充実させるため、レジアプリ等の導入を支援するための検討を行い、会計処理業務の効率化やマーケティング力の向上を図る。

### 2 「多言語対応ガイドライン」に基づく取組の加速

「多言語対応ガイドライン」（2014年（平成26年）3月）に基づく多言語対応の実施状況を踏まえ、積極的な取組を加速させるため、統一性・連続性の確保に向けた必要な取組を進める。

また、「自然公園等施設技術指針」（2015年（平成27年）8月環境省）の改訂に基づき、自然公園の表示における多言語対応を促進する。さらに、港湾管理者に対しクルーズ船等の旅客船が利用するターミナルにおいて多言語対応を促進するため、多言語対応ガイドラインに基づき、案内標識等の

統一化や多言語化を要請する。

さらに、国や東京都、地方公共団体や民間団体等から構成される「2020年オリンピック・パラリンピック大会に向けた多言語対応協議会」において策定された取組方針に沿って、交通、道路、観光・サービスにおける多言語対応の取組を行政と民間の双方において積極的に推進する。2016年（平成28年）秋以降に第5回の協議会を開催し、取組の進捗状況や先進的事例の情報共有を図り多言語対応の更なる普及拡大に努める。

### 3 空港、道路、旅客船ターミナル

#### (1) デジタルサイネージ等の活用

国際拠点空港以外の空港においても、デジタルサイネージ等の活用により、交通情報を一覧性をもって表示するなどの取組の検討を進める。

#### (2) 道路案内標識における英語表記改善

道路案内標識について、鉄道駅やバスターミナル等の交通結節点において他の機関が設置する案内看板と連携した案内標識の設置、歩道に設置された道路案内標識を中心に英語表記の改善・充実、観光案内ガイドブックやパンフレット等と連携した分かりやすい道案内の取組を一層推進する。また、先行的に道路案内標識の英語表記を進める全国の主要観光地49拠点については、2016年度（平成28年度）中に全ての拠点において、現地施工に着手する。

道路案内標識と国土地理院が公表予定の英語版地図（100万分1）に用いる「道路関連施設」や「山等の自然地名」の英語表記の整合を図る。また、道路案内標識と国土地理院が作成予定の英語版地図（20万分1）に用いる「道路関連施設」や「山等の自然地名」の英語表記の整合を図るため、各都道府県の道路標識適正化委員会において観光関係者を含む関係機関との調整を実施する。

#### (3) 旅客船ターミナルの多言語対応

2015年度（平成27年度）に引き続き、ガイドラインの周知および案内標識等の統一化や多言語化を推進する。

また、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた訪日外国人旅行者向けの外国語による情報提供の充実等を図るため、一般社団法人日本旅客船協会のPTで取りまとめた旅客船業界の考え方等を東京都が独自で検討している施策に反映させていくとともに、国としても、旅客船ターミナル周辺の観光情報を分かりやすく提供するため、陸上交通事業者等の関係者を含めた協議会を立ち上げ、多言語やピクトグラムの整備の促進を図る。

### 4 美術館・博物館

我が国の国立美術館、国立博物館、国立科学博物館の多言語対応については、従前から多様な入館者の受入れの取組を進めている。2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に際して、文化プログラムが進められ、訪日外国人旅行者の増加が想定されるため、Wi-Fiやスマートフォンの活用等のICT技術を駆使した多言語対応について推進していく。

また、地域の美術館・歴史博物館については、多言語化による国際発信に係る事業を支援することにより、訪日外国人旅行者対応を促進していく。

### 5 自然公園

【再掲】第Ⅳ部第1章第3節1(3)及び(4)

## 6 飲食店

訪日外国人旅行者の言語や食習慣の違いに対応した飲食店を拡大していくため、飲食施設等における多言語対応や、ムスリム・ベジタリアン等の訪日外国人旅行者の多様な食文化への対応を促す研修会の実施等の取組を推進する。

## 7 多言語翻訳アプリの開発

2015年度(平成27年度)に引き続き、多言語音声翻訳システムを様々な地域・場面で社会実装する上で不可欠な技術等の研究開発や、病院、商業施設、鉄道、タクシー等の実際の現場での性能評価等を通じて、多言語音声翻訳技術の精度向上を図る。

また、多言語音声翻訳システムを広く普及させることを目的として、全国各地の商業施設や観光案内等での利活用実証を実施し、地域の観光産業の活性化に寄与する。

## 第6節 急患等にも十分対応できる外国人患者受入体制の充実

### 1 「訪日外国人旅行者受入れ医療機関」等の更なる整備とその他の医療機関への周知の実施

医療通訳・外国人向けコーディネーター等が配置された拠点病院や外国人患者受入れ医療機関認証制度(JMIP)の認証病院等を中心に、2015年度(平成27年度)に選定した外国語診療が可能な「訪日外国人旅行者受入れ医療機関」(約320箇所)を更に充実する。

外国人が安心・安全に日本の医療サービスを受けられる体制を充実するため、医療通訳・医療コーディネーターの配置支援、院内資料の多言語化等の支援、外国人患者受入れ医療機関認証制度(JMIP)の認証病院の拡大を通じて、「外国人患者受入れ体制が整備された医療機関」を2016年度(平成28年度)までに40箇所程度へ拡大する。

その他の医療機関に対し、外国語対応支援ツールの活用促進や「訪日外国人旅行者受入れ医療機関」への誘導ができるよう、周知を実施する。

### 2 訪日外国人旅行者に対する医療機関情報の提供強化

訪日外国人旅行者が不慮のケガ・病気になった際に、外国語対応にも留意しつつ、スムーズに訪日外国人旅行者受入れ医療機関にアクセスできるよう、日本政府観光局(JNTO)ホームページやガイドブック等を活用し、宿泊施設、観光案内所、地方自治体等と連携を図りながら、訪日外国人旅行者に対する情報提供を強化する。

### 3 訪日外国人旅行者の保険加入促進

訪日外国人旅行者が医療費の不安なく治療が受けられるように、訪日外国人旅行者向け通訳・キャッシュレス診療サービスの付いた旅行保険等のPRを行い、加入への働きかけを行うとともに、地方自治体等と連携し、外国人患者へ医療機関の紹介、通訳サービスを提供する方式の実証実験を実施する。

## 第7節 「世界一安全な国、日本」の良好な治安等を体感できる環境整備

### 1 交番等における訪日外国人旅行者対応の強化

訪日外国人旅行者等と警察職員とのコミュニケーションの円滑化のため、交番等におけるコミュニケーションを支援するための資料・資機材の活用、観光地等の外国人対応の機会が多い交番等へ

の外国語による対応が可能な警察職員の配置等に努める。

遺失届・拾得物の受理等の各種手続に係る外国語による対応の推進、防犯・防災等に資する情報の外国語による提供、我が国の警察制度・警察活動に関する情報を外国人旅行者等が容易に入手できる環境の整備等に努める。

110番通報の際に警察本部の通信指令室と通訳人を交えて三者で通話を行う三者通話システムの活用に努める。

消防庁において、各消防本部が、外国語による119番通報への対応を適切に行い、現場において必要な対応を的確に実施できるような多言語対応体制の整備を促進する。

## 2 救急活動時における多言語音声翻訳システムの活用促進

救急活動時における多言語コミュニケーションツールや多言語音声翻訳システムの活用を促進する。

## 3 熱中症対応も含めた救急車利用ガイドの提供

特に夏期に訪日する外国人旅行者が気をつけるべき熱中症対応も含めた、救急車利用ガイド(外国語版)の提供を行う。

熱中症の説明や予防法など、訪日外国人旅行者等に対して発信すべき情報の内容と提供手段のあり方について検討を進め、検討した情報と提供手段に基づき多言語による情報発信を順次開始する。

## 4 気象情報の外国語での提供

訪日外国人旅行者が、気象庁が発表する気象情報をウェブサイトやアプリ等を通じて取得し、安心・安全な移動や滞在を可能とするため、民間事業者等に対して、気象情報の利活用に関する講習会・ワークショップ等を開催し、その利活用の拡大を図る。

## 5 多言語による情報伝達の優れた事例等の全国での共有

我が国における訪日外国人旅行者の円滑な移動や安全・安心で快適な滞在の実現を図るため、「2020年東京オリンピック・パラリンピック大会に向けた多言語対応協議会」において、訪日外国人旅行者への多言語による情報伝達の優れた事例や多言語対応のためのICT関連技術や製品を全国の地方自治体や企業と共有する仕組みを構築するとともに、標準化された防災ピクトグラム等の普及拡大に努める。

## 6 災害時の避難受入施設に関する体制強化

ホテル・旅館を災害時の避難受入施設として位置付けるべく、一般社団法人日本旅館協会等と地方自治体との間で利用に関する協定の締結を促進すると同時に、同協定における宿泊施設の提供が災害時に迅速に行えるような体制の強化を行う。

## 7 感染症対策の着実な実施

新型インフルエンザ、SARS<sup>62</sup>、エボラ出血熱、MERS<sup>63</sup>等による発生国への経済面・観光面へ

62 SARS(Severe Acute Respiratory Syndrome)とは、重症急性呼吸器症候群のことをいう。

63 MERS(Middle East Respiratory Syndrome)とは、中東呼吸器症候群のことをいう。

の甚大な影響を教訓とし、また、2016年リオデジャネイロオリンピック・パラリンピック競技大会や2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会も念頭に、公衆衛生の観点から、外国人旅行者が安心して訪日できる環境を整備するため、「国際的に脅威となる感染症対策関係閣僚会議」で決定された「国際的に脅威となる感染症対策の強化に関する基本計画」(2016年(平成28年)2月9日)、同会議にて報告された「ジカウイルス感染症に関する追加的な対応(第3弾)について」(2016年(平成28年)3月)に掲げる施策をはじめとした感染症対策を着実に推進する。

## 8 訪日外国人旅行者の国内における消費活動に係る相談体制の強化

「地方消費者行政推進交付金」の活用等により、都道府県及び政令市に設置されている消費生活センターのほか、各市区町村に設置されている消費生活センターを含む消費生活相談窓口における訪日外国人旅行者の国内での消費活動に係る相談体制を強化する。また、国民生活センターにおける訪日外国人旅行者に対する消費生活相談の状況を踏まえ、必要な体制の強化を行う。

## 第8節 自然災害発生時の対応の強化

### 1 自然災害発生への備え

我が国は、地震、火山、台風などの自然災害の発生が多い国であるが、訪日外国人旅行者が安心して旅行できるようにするためには、自然災害発生時に訪日外国人旅行者への迅速な情報提供等を行える体制の整備が必要である。

このため、自然災害発生時における日本政府観光局(JNTO)認定の外国人観光案内所の情報提供機能の強化を図る。具体的には、観光案内所が所在する地域や近隣地域において自然災害が発生した場合、各種交通機関の運行状況や外国人を受入可能な医療機関の情報を提供することに加え、避難所の開設状況に関する情報を発信できるようにする。

また、これまで訪日外国人旅行者向けにプッシュ型で緊急地震速報等の災害情報を発信するアプリ「Safety tips」の提供を無料で行ってきているが(5言語(日・英・中(繁・簡)・韓)に対応)、緊急時への備えを万全にするためには、同アプリのダウンロードをより一層促進していく必要がある。このため、空港や駅に加え、外国人がよく訪れる小売店やレンタカー事業所等でポスターの掲示やチラシの配布を行うとともに、外国人がよく閲覧するアプリやウェブサイトと連携してPRを行い、普及促進を図る。

さらに、災害発生時においては、地方自治体が防災に係る事務や業務を定めた地域防災計画に従って対応が行われることとなるが、現段階では訪日外国人旅行者への対策という直接的な項目出しを行いその内容を記載するに至っていない地方自治体も少なくない。災害時の訪日外国人旅行者の安全確保のためには、外国語での情報提供や避難誘導等について地域防災計画に記載し、平常時から準備をしておくことで、緊急時に迅速に対応することが可能となる。このため、地域防災計画作成の際に「訪日外国人旅行者の安全確保のための手引き」を参考にしてもらえよう、都道府県への働きかけを強化する。

地域の観光施設・宿泊施設においても、災害発生時の対応を記載したマニュアルを作成する機会が多いが、訪日外国人旅行者が当該施設に滞在していることを前提に、日本人観光客とは異なる具体的な対応をマニュアルに記載してもらうことが重要であることから、「自然災害発生時の訪日外国人への初動対応マニュアル策定ガイドライン」の活用についても、都道府県等への周知を強化する。

## 2 自然災害発生直後の対応

日本国内で大きな災害が発生した際には、滞在している外国人旅行者が正確な情報を得て適切な対応をとることができるよう、各国の在京大使館や領事館と連携して次のような情報発信に取り組んでいく。

- ・日本政府観光局(JNTO)のグローバルサイトにおいて、主要な災害の発生情報や空港、鉄道、高速道路等の状況について、関係する各社へのリンクに加え、各社が提供する主要な運行情報を英語に翻訳して提供する。
- ・東京のJNTO ツーリスト・インフォメーションセンター(TIC)において、多言語による電話問合せ対応を行う。

また、災害情報発信アプリ「Safety tips」を通じて緊急地震速報等の安全情報を提供する。

さらに、被災地を訪問していた外国人旅行者が安全な場所に速やかに避難できるよう、必要があれば、関係各国の大使館・領事館と協力し、代替交通手段や帰国便に関する支援などについて、適切に対応していく。

## 3 自然災害発生から一定期間経過後の対応

災害発生から一定期間が経過し、当該地域の安全性が確保されるようになった後は、引き続き正確な情報を発信するとともに、被災地域の自治体等と連携し、必要に応じて、風評被害を最小限に抑えるべく、メディア、旅行会社等に対し、日本に関する正確な報道や訪日旅行商品の造成・販売を促す取組を実施していく。

## 第9節 「地方創生回廊」の完備

### 1 新幹線、高速道路などの高速交通網の活用

#### (1) ジャパン・レールパスの日本到着後購入可能化に向けた実証実験の開始

これまで出発前に海外の限られた旅行代理店でしか購入できなかった「ジャパン・レールパス」の日本到着後の購入を可能にするため、2016年度(平成28年度)に実証実験を開始する。

#### (2) 観光地へのアクセス交通の充実等による地方への人の流れの創出

全国をダイナミックに移動し、快適な旅を実現する「地方創生回廊」の完備に向け、地方空港の着陸料軽減、グランドハンドリング要員の機動的配置を可能にする基準の柔軟化、CIQ機能の強化など、ゲートウェイから地方、地方と地方を結ぶ低廉かつ持続可能な航空網を構築する。

観光地へのアクセスの利便性を向上させるため、地域ごとに観光地周辺での交通や既存の共通乗車船券等の現状と、観光客の行動の整合性とを総点検した上で、観光客のニーズにあった観光地周辺での交通の充実及び共通乗車船券等の造成・改善を図るとともに、外国語による効果的な情報発信や、プロモーションを行う。

新幹線全駅(108駅)において観光拠点としての機能の強化が図られるよう、地方自治体、観光協会、関係鉄道事業者等との調整を進める。

高速バスネットワークの強化を図るため、SA(サービスエリア)・PA(パーキングエリア)の乗継拠点整備、高速バス停留所におけるパークアンドライドを推進するとともに、立体道路制度の拡充により鉄道等との乗継強化の取組を官民連携で推進し、交通モード間の接続(モーダルコネクト)

の強化を図る。また、地域バスの利用環境の向上に向けた、タウン・モビリティマネジメント<sup>64</sup>、バス待ち環境の改善、「道の駅」のデマンドバスやカーシェアリングの乗継拠点化、BRT<sup>65</sup>等による輸送効率化・省人化などの取組を官民連携で推進する。

### (3) 道路利用者にわかりやすい道案内の実現

#### a) 高速道路ナンバリングの検討

2019年(平成31年)の東名高速道路全通50周年や2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会などを見据え、訪日外国人旅行者を含む全ての道路利用者にわかりやすい道案内を実現することを目的として、高速道路の路線に番号を付ける「高速道路ナンバリング」について検討を進める。

#### b) 道路案内標識における英語表記改善

【再掲】第Ⅳ部第3章第5節3(2)

#### c) 交差点名標識への観光地名称の表示

観光地に隣接する、又は観光地へのアクセス道路の入口となる交差点の交差点名標識に観光地名称を表示することにより、旅行者にとって観光地への分かりやすい案内となるよう、改善を推進する。

### (4) 規制の弾力化等を通じた多様なアクセス交通の実現

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会も見据え、大都市を訪れる訪日外国人旅行者に水のまちとしての魅力も楽しんでもらうため、東京ベイエリア等を対象として「船旅活性化モデル地区」を指定し、モデル地区で旅客船事業の規制の弾力的運用を実験的に実施し、舟運をはじめとする船旅の活性化を図る。

過疎地等の交通が著しく不便な地域における訪日外国人旅行者をはじめとする観光客等の移動がより便利で快適なものとなるよう、「国家戦略特別区域法」(平成25年法律第107号)の枠組みを活用して、自家用自動車の活用拡大を図る。

## 2 鉄道の観光資源としての魅力発信

全国の観光列車、鉄道博物館、駅弁など、我が国の鉄道が持つ魅力を一体的にアピールするためのポータルサイトを立ち上げる。

## 3 外国人旅行者のドライブツーリズムの促進

運転ルールやETCの利用、雪道ドライブなどを総合的に紹介するポータルサイトを立ち上げ、外国人のスムーズなレンタカー利用を促進し、ドライブツーリズムの拡大を図る。

## 4 外国人旅行者向け周遊ドライブパスの展開

高速道路会社が、国、地方自治体、レンタカー事業者等と連携して、地方の高速道路において、

<sup>64</sup> タウン・モビリティマネジメントとは、大規模・個別的な呼びかけにより、多様な交通手段の利用を促進するコミュニケーション施策のことをいう。

<sup>65</sup> BRT(Bus Rapid Transit)とは、連節バス、PTPS(公共車両優先システム)、バス専用道、バスレーン等を組み合わせることで、速達性・定時性の確保や輸送能力の増大が可能となる高次の機能を備えたバスシステムのことをいう。

定額で何回でも利用できる外国人旅行者向け周遊ドライブパスなどの企画割引を展開する。

## 5 北海道におけるドライブツーリズム振興と消費拡大

北海道における地域間・季節間の旅行需要の偏在緩和に向けて、道内の関係団体が連携し、レンタカーを利用する外国人ドライブ観光客に特典を提供することにより地方部又は閑散期に誘導する社会実験を実施する。

## 6 「道の駅」を核とした地域振興

### (1) 重点「道の駅」における支援

重点「道の駅」において地産地消の促進及び小さな拠点の形成等の取組を関係機関が連携して重点的に支援する。

### (2) 農林漁業者と観光事業者等との連携による6次産業化の推進

【再掲】第Ⅳ部第1章第5節6

### (3) 着地型旅行商品の販売

「道の駅」が旅行者となり着地型旅行商品の販売を行うことにより、地域の総合観光窓口としての機能強化を図る。

### (4) 「道の駅」における大学連携

【再掲】第Ⅳ部第2章第3節2

### (5) 「道の駅」における情報提供等の推進

日本政府観光局(JNTO)認定の外国人観光案内所、地域の特産品が購入できる免税店、無料公衆無線LANなど、訪日外国人旅行者のニーズが高いサービスを提供する「道の駅」を拡大するとともに、道路情報の提供やインバウンドも含めた観光案内を充実するため、無料公衆無線LANを活用した道路情報提供システム(道の駅SPOT)の整備を進めていく。

また、「道の駅」を地域の歴史・文化、地域資源を発信する「ローカルクールジャパン・ショーケース」として活用し、地域の海外発信の拠点とする取組を推進する。

## 7 道路の整備等

高規格幹線道路をはじめとする幹線道路ネットワークの整備を促進し、観光旅行者の来訪の促進や利便性の向上を図る。なお、2016年度(平成28年度)には、東九州自動車道(椎田南～豊前)などの開通を予定している。

また、既存の高速道路を有効活用し、地域経済の活性化や渋滞の軽減等に寄与することを目的とした「スマートインターチェンジ(ETC専用インターチェンジ)」を引き続き整備する。

近畿圏の料金体系については、ネットワーク整備の進展に合わせて、地域固有の課題等について整理した上で、検討を進める。

## 8 高速バス情報プラットフォームの構築

前年度に整理した課題を踏まえ、2016年度(平成28年度)中に高速バスに関する情報プラットフォームの構築を目指す。

## 9 高速バスの外国人旅行者向けフリーパスの普及拡充

2015年度(平成27年度)の「国内観光の振興・国際観光の拡大に向けた高速バス・LCC等の利用促進協議会」での検討を踏まえ、引き続き関係者間で高速バスのフリーパスの普及拡充が進むよう検討を行う。

## 第10節 地方空港のゲートウェイ機能強化とLCC就航促進

### 1 複数空港の一体運営の推進

地方空港のゲートウェイ機能を強化し、広域的な観光振興を図るため、北海道において、複数空港の一体運営(コンセッション等)を推進する。

### 2 地方空港の着陸料軽減

地方空港への国際線就航を促進し、「地方イン・地方アウト」の流れをつくるため、地域が実施する国際線誘致等の取組と協調して、地方空港の国際線の着陸料を軽減する。

### 3 首都圏空港の容量拡大

首都圏空港の機能強化に向けて、羽田空港の飛行経路の見直し等について、2016年(平成28年)夏までに環境影響等に配慮した方策を策定するなど、2020年(平成32年)までの空港処理能力約8万回の拡大について最優先に取り組む。また、2020年(平成32年)以降については、成田空港の抜本的な容量拡大などの機能強化方策の具体化に向けて、引き続き、関係地方自治体等と検討を進める。

### 4 首都圏におけるビジネスジェットの受入環境の改善

羽田空港においては、ビジネスジェットの運航希望に対して、発着枠・駐機スポット不足を原因とする運航不成立が多く発生していたことから、2016年(平成28年)4月に、ビジネスジェット用の発着枠の拡大や、発着枠内の優先順位の引上げ等を実施し、併せて、駐機可能機数の増加を図るため、個々のスポットの稼働率を高めるための駐機可能期間の短縮を実施した。今後は、羽田空港においては、駐機可能スポットの増設を行うとともに、成田空港における受入環境改善の検討を進める。さらに、羽田・成田両空港の連携による更なる受入れを図る。

### 5 地方空港のLCC・チャーター便の受入促進

#### (1) 操縦士・整備士の養成・確保

LCC等の更なる就航において、人材の不足がボトルネックとならないよう、産官学の関係者で連携しつつ、操縦士自社養成の促進、民間操縦士養成機関の供給能力拡充、航空大学校における着実な操縦士養成の実施や、ポータルサイト等の情報発信ツールの充実による航空を志望する若年者の裾野拡大等、操縦士・整備士の養成・確保のための対策を実施する。

#### (2) 空港における地上取扱業務実施体制の拡充支援

空港における地上取扱業務実施体制の拡充を支援するため、2016年度(平成28年度)中に、安全確保を前提としつつ、空港内の車両運転許可の条件としている講習・試験のあり方や、牽引免許などの現行の運転資格要件の見直しを図るとともに、空港制限区域内立入りの際のランプパス<sup>66</sup>申

<sup>66</sup> ランプパスとはとは、空港管理者が交付する空港制限区域(滑走路、誘導路、エプロン等)への立入承認証のことをいう。

請手続きの効率化等、ランプパスの取扱いについて関係者間で協議を進める。

### (3) 出入国審査に係る人的・物的体制の整備

【再掲】第Ⅳ部第3章第1節3

### (4) 地方空港を発着する国際包括旅行チャーター便に係る規制緩和

地方空港を発着する国際包括旅行チャーター便の個札販売に係る規制緩和を行うため、速やかに関係通達の改正を行う。

### (5) 新千歳空港の発着枠の拡大

北海道への一層の観光客誘致を図るため、北海道の玄関である新千歳空港について、2017年(平成29年)3月下旬からの夏ダイヤより、1時間当たりの発着枠を32回から42回へ拡大するほか、2016年(平成28年)10月下旬からの冬ダイヤより、国際線航空便の発着枠を月曜日から木曜日の12時から17時、金曜日の12時以降、土曜日・日曜日の全日に大幅に拡大する。

## 6 コンセッション空港等における到着時免税店制度の研究・検討

コンセッション空港等における到着時免税店制度の研究・検討を行う。

## 7 新規誘致に係る日本政府観光局(JNTO)の協働プロモーション支援

地方空港や地方自治体と連携しながら、初の日本開催となる「Routes Asia<sup>67</sup> 2017」等の場において、海外の航空会社に対し、新規就航や増便を積極的に働きかける。また、地方空港や地方自治体が発着路線を誘致するに際し、インセンティブとして日本政府観光局(JNTO)が協働でプロモーションによる支援を行う。

## 8 LCCターミナル等の整備

関西空港について、第1ターミナルの入国審査場の拡張等や新たなLCC専用ターミナルの整備(2016年度(平成28年度)供用開始予定)を実施する。

中部空港について、LCCの拠点化を推進するため、LCC専用ターミナルの整備(2019年度(平成31年度)供用開始予定)に着手する。

那覇空港及び福岡空港の滑走路増設事業、並びに両空港や新千歳空港等のターミナル地域の機能強化等を行い、地域の拠点空港等の機能強化を図る。

## 9 高速バス・LCC等の利用促進

高速バス・LCC等に関する情報プラットフォームの構築に加え、LCC拠点空港を軸としたイメージプロモーション等に協議会構成員が中心となって官民一体となって取り組み、高速バス・LCC等の国内外への認知度向上を図り、国内観光の振興及び国際観光の拡大に努める。

## 10 海外LCC企業等の日本進出支援

【再掲】第Ⅳ部第2章第4節6

<sup>67</sup> Routes Asia(アジア地域国際航空路線振興フォーラム)とは、アジアを中心とした航空ビジネス関係者が一同に会する航空業界専門見本市・商談会のことをいう。

## 11 首都圏空港アクセスの利便性向上

羽田空港について、空港アクセスバスの路線数の拡大や深夜便の運行本数の増便等に関して多言語でパンフレットを作成し、情報提供を行うこと等により、利用者への周知を図る。成田空港について、訪日外国人旅行者が空港から都心へのアクセス中に鉄道駅や高速バス車内で利用可能なWi-Fiに関するPRを行う。

## 12 コンセッション方式等の活用の推進

インバウンドの拡大等による大幅な需要拡大が期待される空港、港湾、観光等の成長分野において積極的にコンセッション方式を活用し、施設のポテンシャルを最大限活かすことにより、地域における成長の起爆剤とする。また、公共施設にコンセッション方式を活用することにより、観光資源の開発や利用者の満足度向上を図り、コストセンターからプロフィットセンターへの転換を視野に入れた取組を推進する。

# 第11節 クルーズ船受入の更なる拡充

## 1 世界的なクルーズ市場の実現に向けた取組

### (1) クルーズ船寄港の「お断りゼロ」の実現

クルーズ船の寄港増加や大型化に対応するため、既存施設を活用しつつ、岸壁の係船柱や防舷材の整備やドルフィン<sup>68</sup>・栈橋等の整備を推進するとともに、寄港地を探しているクルーズ船社と、クルーズ船を受け入れたい港湾管理者(地方公共団体)との間の、需要と供給の「マッチング」サービスを国(国土交通省港湾局)において開始し、利用可能な岸壁をクルーズ船社に紹介するなどの取組を行い、クルーズ船寄港の「お断りゼロ」を実現し、我が国へのクルーズ船の寄港を促進する。

### (2) 世界に誇る国際クルーズの拠点形成

クルーズ船の寄港増加や大型化に対応するため、既存施設を活用しつつ、岸壁の係船柱や防舷材の整備やドルフィン・栈橋等の整備を推進するとともに、民間による創意・工夫が盛りこまれた旅客ターミナルビルの整備を無利子貸付制度で支援し、CIQエリアや商業機能等を備えた国際クルーズ拠点を形成する。

### (3) 国内クルーズ周遊ルートの開拓及びラグジュアリークルーズ商品の造成の促進

フライ&クルーズ<sup>69</sup>等による訪日外国人旅行者の増加を図るため、日本が世界に誇る海洋観光資源や日本独自の伝統文化を海外に対してプロモーションするほか、ラグジュアリークルーズ商品の造成を促進する。

### (4) クルーズ旅客による地域産品の消費拡大

クルーズ埠頭における臨時の免税店届出制度の活用促進等のための港湾管理者向けガイドラインの作成、「みなとオアシス」における農水産品等の販売環境の改善等により、クルーズ旅客による地域産品の消費を拡大する。

<sup>68</sup> ドルフィンとは、海域に独立して設けられた柱状構造物で、陸岸から離れたところに設けて、係留施設として利用するものをいう。

<sup>69</sup> フライ&クルーズとは、飛行機(フライ)と船(クルーズ)を組み合わせる旅行のことをいう。

## (5) クルーズ船の受入環境の向上

「全国クルーズ活性化会議」における知見の共有や、旅客船ターミナルにおけるユニバーサルデザインへの対応、港湾管理者が指定する港湾協力団体によるクルーズ船歓迎イベントや清掃活動等により、クルーズ船の受入環境の向上を推進する。

## (6) 寄港地の全国展開に向けたプロモーション

クルーズ船の寄港地を全国津々浦々に広めるため、これまで寄港実績の少ない東日本の港を中心として、「全国クルーズ活性化会議」との連携の下、港湾管理者及び地方自治体の商談会等を実施する等、港湾と観光が一体となったプロモーションを展開する。

日本の特色を活かした訪日クルーズ商品のASEAN市場への展開を図るため、ASEAN諸国(タイ、シンガポール等)において、現地旅行会社を対象としたセミナーを開催し、情報発信・プロモーションを強化する。

## 2 地域密着型のクルーズ観光振興

「地域資源を活用した観光地魅力創造事業」を活用し、クルーズ船による外国人観光客を対象に、地域の観光施設や地元商店街等への訪問を盛り込んだ地域密着型の旅行商品の造成を支援する。

## 3 ウェブサイトを通じた情報発信

我が国へのクルーズ船の寄港促進を図るため、クルーズ船社が寄港スケジュールの立案に必要な港湾施設の諸元や寄港地周辺の観光情報について、引き続き充実を図り発信する。

## 4 日本の魅力を活かした船旅の活性化と瀬戸内海での取組

船旅活性化協議会において検討しているテーマについて、具体的かつ魅力的な商品となるようブラッシュアップして事業化を加速させるとともに、効果的な情報発信の方策についても検討する。

また、「瀬戸内・海の路ネットワーク推進協議会」と連携し、瀬戸内の豊かな自然環境や歴史的な地域文化の保全・継承、瀬戸内ブランドの価値の向上など地域活性化につながる取組に対し積極的な支援を行い、瀬戸内地域全体の魅力を高めるとともに魅力を発信する。

## 5 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた舟運の活性化

「水のまち東京における舟運活性化に関する関係者連絡会」の場で作成を予定している東京ベイエリアにおける共通の航路マップを周知・PRするとともに、エリア全体での楽しみ方とセットになる情報発信を図るため、東京都が独自に行うPR施策との連携を検討する。

## 第12節 公共交通利用環境の革新

### 1 訪日外国人旅行者が安心して利用できる公共交通利用環境の実現に向けた取組

#### (1) 主要な公共交通機関の海外インターネット予約の可能化

全ての新幹線において外国語によるインターネット予約を可能とすべく、JR各社との推進体制を整備する。

海外からの予約が可能な高速バスの情報発信を強化すべく、外国人向け高速バス予約ポータルサイトを構築するため、2016年度(平成28年度)中に関係者間で調整を進める。

## (2) 全国の公共交通機関を網羅した経路検索に係る協議

全国の公共交通機関を網羅した経路検索を外国語対応を含め可能にするため、2016年度(平成28年度)中に関係者間で調整を進める。

## (3) 都市交通ナンバリングの充実

2016年度(平成28年度)末までに、JRも含めた東京23区内の鉄道駅のナンバリングを完成する。

訪日外国人旅行者にも路線バスを利用しやすくするため、大都市バス路線におけるアルファベット・数字表記等のナンバリングの実施に向け、関係団体や事業者との調整を進める。

## (4) 世界水準のタクシーサービスの充実

### a) 多言語翻訳機の搭載やスマホアプリによる配車等の導入促進

タクシー車両への多言語翻訳機の搭載やスマホアプリによる配車等により、訪日外国人旅行者にとって利用しやすいタクシーサービスを実現する。

### b) 観光客のニーズに応じたタクシー運賃・料金設定の実現

2016年度(平成28年度)中に、タクシー初乗運賃の割高感解消に向けた実証実験(初乗運賃の短縮・引下げの試験的導入)を行うとともに、観光ガイドサービスや高級車等の車種指定等のサービスに対する料金設定を促すことにより、観光客のニーズに応じたタクシーの運賃・料金設定の実現を図る。

### c) ユニバーサルデザインタクシー等の導入促進

バス・タクシーのバリアフリー車両の導入促進のために必要な支援を行う。特に導入が遅れている空港アクセスバス(リフト付きバス等)及びUD(ユニバーサルデザイン)タクシーについて、重点的に支援を行う。

### d) プライベートリムジンの導入に向けた検討

富裕層をはじめとする旅行者の国内における柔軟な移動へのニーズについて調査を実施する等、個人旅行者等を対象とするハイヤーサービス(「プライベートリムジン」)の導入に向けた検討を進める。

## 2 手ぶら観光の推進

2020年(平成32年)までに手ぶら観光カウンターを全主要交通結節点に設置し、手ぶら観光の基幹ネットワークの形成を図るため、2016年度(平成28年度)末までに現行のカウンター数(80程度)を倍増させる。

国土交通省・日本政府観光局(JNTO)が連携し、ホームページやSNS等を利用した情報発信を行い、手ぶら観光のPRを行う。

2020年(平成32年)までの国際手ぶら観光サービスの実現に向け、2016年度(平成28年度)中に実証実験を行う。

## 3 相互利用可能な交通系ICカードの普及促進

2020年(平成32年度)までに、相互利用可能な交通系ICカードを利用できない都道府県をゼロにするため、2015年度(平成27年度)に「交通系ICカードの普及・利便性拡大に向けた検討会」で取

りまとめた結果について全国の関係事業者等へ周知するとともに、地域での取組の後押しを行う。

#### 4 安全対策を前提とした貸切バスの利用促進

##### (1) 貸切バス事業者の営業区域の弾力化措置に係る検討

訪日外国人旅行者の更なる増加に対応するとともに、バス事業者が安全対策に取り組むインセンティブを与えるため、自主的に安全対策に取り組んだ貸切バス事業者に限って、その営業区域を地方ブロック単位及び営業所所在の隣接県まで拡大する弾力化措置を2016年(平成28年)9月まで実施するとしているところであるが、2016年(平成28年)1月15日に発生した軽井沢スキーバス事故を契機とした再発防止策検討との関係に留意しつつ、弾力化措置の恒久化も含め、今後の対応方針を検討する。

##### (2) 軽井沢スキーバス事故を踏まえた徹底的な再発防止策の検討・実施

2016年(平成28年)1月に軽井沢スキーバス事故が発生したことを踏まえ、規制緩和後の貸切バス事業者の大幅な増加と監査要員体制、人口減少・高齢化に伴うバス運転者の不足等の構造的な問題を踏まえつつ徹底的に再発防止策について検討し、結論の得られたものから速やかに実施する。

##### (3) 貸切バスによる路上混雑の解消

貸切バスによる路上混雑の解消を図るため、地方自治体、事業者等と連携して、地域の実情に即して、貸切バスに対するショットガン方式の実証実験の実施、マナー啓発など路上混雑緩和のための施策を実施する。

#### 5 地方ブロックごとのきめ細かな受入環境整備

急増する訪日外国人旅行者を受け入れる体制を充実させるべく、国土交通省の地方の出先機関を中心に2015年(平成27年)3月に設置した地方ブロック別連絡会について、更なる勢いで増加する訪日外国人旅行者に、より一層の対応を図るべく、2016年(平成28年)末を目途に各地方ブロックにおいて取りまとめを行うとともに、「訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業」を活用し、課題解決を強力に図る。

#### 6 バリアフリールート・所要時間検索システムの実現

バリアフリールート・車いす利用者の所要時間検索システムの実現を目指し、有識者、障害当事者、関係交通事業者等を委員とする検討会を速やかに設置し、2016年度(平成28年度)末までに対応方針を取りまとめる。

#### 7 鉄道車両内における走行位置案内アプリによる情報提供の実現

外国人、視覚障害者、聴覚障害者向けに、音声や文字情報(多言語)による鉄道車両内での走行位置案内を行うスマートフォンアプリの導入実現に向けて、2016年度(平成28年度)末までに適用可能な技術の調査を実施し、早期の実現を目指す。

#### 8 ハンドル形電動車いすの鉄道車両等への乗車要件の見直し

ハンドル形電動車いすの鉄道車両等への乗車要件の見直しを検討する検討会を2016年度(平成28年度)中に設置し、同年度末を目処に結論を得る。

## 9 美術館・博物館、観光施設等と相互利用可能な共通パスの導入

公共交通機関の乗継ぎに係る乗車券の購入や観光施設等での入場券の支払は、訪日外国人旅行者にとって極めて煩雑であることから、旅行者利便の向上、移動の円滑化、費用の低廉化等を図るため、公共交通機関、美術館・博物館、観光施設等で相互利用可能な共通パスの導入に向けて検討を進める。特に、上野地区の文化施設間での共通パスポートの取組については、2016年度(平成28年度)も引き続き実施するとともに、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の文化プログラム実施を見据えた検討を行う。

## 第13節 休暇改革

### 1 働き方・休み方改革の推進

労働者が年間で少なくとも5日間の年次有給休暇を取得できるよう使用者に義務付けること等を内容とする「労働基準法」(昭和22年法律第49号)の改正案の早期成立を図る。

10月の年次有給休暇取得促進期間に加え、夏季、年末年始、ゴールデンウィークなどの連続休暇を取得しやすい時季に年次有給休暇取得の集中的な広報を行う。

地域において、関係労使、地方自治体、NPO等が協議会を設置し、地域のイベント等に合わせた計画的な年次有給休暇取得を企業、住民等に働きかけ、地域の休暇取得促進の気運を醸成する。

### 2 休暇取得の分散化等による観光需要の平準化

教育機関の柔軟な休業日の設定に合わせ、有休取得を年間3日増やすよう産業界に働きかけることで、平日の家族旅行を推進する。また、閑散期の需要創出に向けた経済的インセンティブについて、地域への経済効果や海外事例の調査を行う。

地域において家族で学ぶ機会の充実を図る観点から、更に各地で学校休業日の柔軟な設定等のための様々な取組が進むように教育委員会や学校等に対して一層の周知を図る。

教育機関の柔軟な休業日の設定に合わせ、年次有給休暇取得を年間3日増やすよう産業界に働きかけることで、平日の家族旅行を推進する。また、閑散期の需要創出に向けた経済的インセンティブについて、地域への経済効果や海外事例の調査を行う。

国家公務員について、学校休業日に合わせた年次休暇取得を促進する。

### 3 「海の日」を活用した観光需要拡大

国民の祝日「海の日」の意義の国民的理解を深めるとともに、祝日三連休制度を活かした観光需要の拡大を図るため、官民が協力して、フェリーを活用した周遊旅行など、海に親しむ旅行商品の充実を図るとともに、キャンペーンを推進する。

## 第14節 オリパラに向けたユニバーサルデザインの推進

### 1 「ユニバーサルデザイン2020」の取りまとめ

「Tokyo2020アクセシビリティ・ガイドライン」の考え方に沿った街づくりや心のバリアフリーを全国に展開することにより、国内外の障害者による我が国での旅行に対する潜在需要を取り込むとともに、高齢者や子育て世代も快適に旅行できる環境を整備することで消費活動を活性化するため、障害者団体等のヒアリングを重ね、障害者の意見を反映し、2016年(平成28年)8月を目途に中間取りまとめを行い、2016年(平成28年)内を目途に「ユニバーサルデザイン2020」として最終取

りまとめを行う。

## 2 ユニバーサルデザインの街づくり

### (1) 道路におけるバリアフリー化の推進

全国の主要な鉄道駅や観光地周辺のバリアフリー化の状況を公表するとともに、地方自治体の積極的なバリアフリー化の取組を支援する。

アクセシブルルートに加え、競技会場と周辺の駅を結ぶ道路を国が重点整備区間として提示し、連続的・面的なバリアフリー化を推進する。

交通結節点整備に併せて、待ち合わせ空間等、利用しやすい道路空間の整備を推進する。

鉄道との結節点における自由通路等の歩行空間のバリアフリー化を重点支援する。

### (2) 道路案内標識改善の推進

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向け、オリンピック・パラリンピック施設周辺エリア、主要な観光地、これらを結ぶ直轄国道等において、英語表記改善、路線番号の活用、ピクトグラム・反転文字の活用、通称名表記・文字サイズ拡大、歩行者系標識の充実等による道路案内標識の改善を推進する。

### (3) 移動等円滑化基準等の改正の検討

インバウンド4,000万人時代に対応して、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に基づく交通施設の義務化基準等（移動等円滑化基準・ガイドライン）の改正内容を議論する検討会を速やかに設置し、2016年度（平成28年度）末を目処に結論を得る。

### (4) 多機能トイレの正しい利用の推進

多機能トイレに関する基準・ガイドラインの見直し内容を議論する検討会を立ち上げ、2016年度（平成28年度）末を目処に結論を得るとともに、多機能トイレの利用に係るマナー改善に向けたキャンペーンを実施し、正しい利用方法の周知・徹底を図る。

### (5) 観光地のバリアフリー評価指標の普及

2016年度（平成28年度）において、2015年度に（平成27年）作成した観光地のバリアフリー評価指標を用いたモデル的な評価を実施し公表することにより、評価指標の普及を図り、全国の観光地における情報提供を促進する。

### (6) 鉄道におけるバリアフリー化の推進

車いす利用時の待ち時間や、多数の車いす利用者が集中して鉄道車両に乗車しようとする際の対応など、車いす利用環境の改善について、関係者の意見を調整するための検討会を2016年度（平成28年度）中に立ち上げる。

アクセシブルルートに係る鉄軌道駅をはじめとするオリンピック・パラリンピック関連駅へのエレベーターの増設やホームドアの整備などのバリアフリー化を重点支援する。

### (7) 自動車におけるバリアフリー化の推進

#### a) ユニバーサルデザインタクシー等の導入促進

【再掲】第Ⅳ部第3章第12節1(4)c

## b) 図柄入りナンバープレート制度の活用

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会特別仕様ナンバープレートをはじめとした図柄入りナンバープレートの寄付金を活用し、UDタクシー、リフト付きの空港アクセスバス等の整備促進・利便性向上を図るため、2016年度(平成28年度)中に図柄入りナンバープレートの制度を取りまとめる。

## (8) 旅客船におけるバリアフリー化の推進

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて、船旅メジャールート(東京の舟運や瀬戸内海航路等)における先進的なバリアフリー化及び旅客船全体のバリアフリー化のため、2016年度(平成28年度)中にバリアフリー優良事例のPRと実効性を確認した上でのバリアフリー基準の見直しを行う。

全国の主要な旅客船ターミナルについて、旅客船の乗降口から公共バス・タクシー等の乗降場所までの連続的なバリアフリー化の対応状況を2016年度(平成28年度)中に点検し、その結果を踏まえバリアフリー化を促進する。

## (9) 空港におけるバリアフリー化の推進

成田空港第1・第2ターミナル、羽田空港国際線ターミナルから競技会場までのバリアフリー状況の点検結果や今後策定される東京版アクセシビリティガイドライン等を踏まえ、旅客ターミナルビルの対応に関する数値目標を2016年度(平成28年度)中に設定するとともに、取組の方向性について決定する。

羽田空港国際線ターミナルにおいて、利用者利便の向上を図るため、UDタクシー及び一般タクシーの乗り場の再配置について、施設管理者及び交通事業者団体とともに検討し、検討結果を踏まえた整備を2016年度(平成28年度)中に完了する。

2012年ロンドンオリンピック・パラリンピック競技大会開催時のバリアフリーに関する取組事例の調査結果等を日本の空港ビル会社に共有するとともに、国土交通省航空局が定める空港のバリアフリーに関するガイドラインの改訂に向けた検討を行い、更なるバリアフリー化を促進する。

## 3 「心のバリアフリー」

学校における心のバリアフリー教育を実現するために、国土交通省と文部科学省が連携し、2016年度(平成28年度)中に学校教育用副教材を作成し、全国の小中学校への配布・活用を図る。

航空旅客ターミナルにおける「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(平成25年法律第65号)(障害者差別解消法)に基づく障害者への不当な差別の禁止等に係る対応指針を2016年度(平成28年度)中に策定する。

ユニバーサルツーリズムの促進により、国内外の高齢者や障害者、乳幼児連れ等も安心して旅行できる環境を整備するため、地域においてバリア及びバリアフリー情報の収集・発信や移動支援、相談対応等を行う「バリアフリー旅行相談窓口」の開設や活動強化を支援し、全国各地における取組を拡大させる。

## 4 歩行者移動支援のための位置情報サービスの提供推進

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催を契機に、訪日外国人旅行者を含む誰もがストレスを感じずに移動・活動できる社会を実現するため、必要な技術開発を進めつつ、空港や競技場、主要駅・地下街等の屋内の電子地図・測位環境の整備・活用実証等を実施するとともに

に、歩行者移動支援に必要なデータのオープン化に取り組むなど、歩行者移動支援等の多様な位置情報サービス創出に向けた環境づくりを推進する。

#### 5 障害者の芸術・文化活動支援

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて、文化プログラムの一環として、障害者の芸術文化活動を推進し、国内外の障害者が創作した優れた作品の紹介等を通じて日本の魅力を高める。